

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会 議 年 月 日	令和7年2月26日（水曜日）		
開 会	午前9時59分	閉 会	午後4時48分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出 席 委 員 (8名)	委 員 長 勝田 鮮二 副 委 員 長 加嶋 辰史 委 員 岡田 実 西尾 彰仁 岩永 安子 魚崎 勇 平野真理子 岡田 信俊		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 議 員	なし		
事 務 局 職 員	局 長 補 佐 毛 利 元 議 事 係 主 事 福 田 佳 菜		
出 席 説 明 員	【福祉部】 福 祉 部 長 藏 増 祐 子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課参事 大島ゆかり 地域福祉課課長補佐 清水 圭二 地域福祉課指導監査室長 山形 孝史 地域福祉課指導監査室長補佐 松田 珠美 長寿社会課長 松 本 緑 長寿社会課課長補佐 増田 和人 長寿社会課島市中央包括支援センター所長 藤木 尚子 長寿社会課ねりんピック推進室長 小谷 昇一 障がい福祉課長 枅谷 承文 障がい福祉課課長補佐 太田 信一 生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 藤本 嘉宏 【市立病院】 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局次長兼総務課長 松田 真治 地域医療総合支援副センター長 網谷 憲治 事務局総務課業務管理室長 波多野 哲 事務局医事課長 谷口 智章 事務局医事課課長補佐 和口 豊実 事務局総務課主査 森本めぐみ		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時59分 開会

◆勝田鮮二委員長 それでは、ただいまより福祉保健委員会を開会いたします。

本日の日程でございますが、まず、市立病院先議分の議案説明、質疑、討論、採決、続いて先

議以外の議案の説明、その他の報告、続いて令和 7 年度の当初予算の説明、その後、福祉部という流れとしております。健康こども部につきましては 2 月 27 日としております。よろしくお願いいたします。令和 7 年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配布のレジュメのとおり、福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知おきください。

【市立病院】

◆勝田鮮二委員長 それでは市立病院の議案審査に入ります。初めに平野病院事業管理者に挨拶いただきたいと思います。平野管理者。

○平野文弘病院事業管理者 おはようございます。3 連休も大変な雪で、毎日、私、3 日間連チャンで駐車場あるいは家の前の雪かきをずっとしてございまして、職員もみんな、どうも話聞くとそのようなことで、えらい大変な 3 連休だったなという具合に思っております。体ががたがたですけど、よろしくお願いいたします。

このたび、市立病院のほうからは議案先議分ということで、議案第 42 号令和 6 年度鳥取市病院事業会計補正予算ということで、御存じのとおりで、いろいろな物価高、それから人件費もアップ、かといって診療報酬がそれに伴うかということそうではない。それから全体的な人口減少もあって、患者数も激減しとるというような状態で、一応赤字が、これは決算見込みになるかと思いますが、約 10 億ぐらいの赤字になるかということなので、補正予算を組ませていただいておりますので、審議等よろしくお願いいたします。

それから 2 つ目の先議分以外ですが、議案第 59 号ということで、これは人事院勧告に伴うものです。それから 61 号、これは医師の奨学金ということで、専門医を取得するのに領域別でちょっと研修期間のずれがあるものですから、それを一部修正したいということで、議案第 59 号及び 61 号は条例の一部改正ということで提案させていただいております。その他の報告ということで市政改革プラン、これ行財政改革課のほうの担当であろうかと思いますが、所管の部分について所管課からちょっと話をしといてということの依頼がありまして、その話をちょっとさせていただくということでございます。

それから福祉保健分科会のほうでは、来年度予算、議案第 27 号令和 7 年度鳥取市病院事業会計の当初予算について説明をしたいという具合に考えておりますのでよろしくお願いいたします。詳細に当たりましては、松田次長のほうからお話しさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 それでは議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、執行部の皆さんは発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第 42 号令和 6 年度鳥取市病院事業会計補正予算（第 3 号）（説明・質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第 42 号令和 6 年度鳥取市病院事業会計補正予算の説明をお願いします。松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 事務局次長松田でございます。資料のほうは、右上に福祉保健委員会資料と四角で囲ってあります資料を御覧いただきたいと思います。めくっていただきまして表紙がございまして、5 ページでございます。初めに、この資料の表でちょっとミスプリがございまして、収入の表が上段にありますけども、左上の一番上に、款項のところに議案第 42 号と入ってしまっておりまして、ここは病院事業収益という文言が入ります。申し訳ございません。この資料でございますが、せんだって臨時議会のほうで御承認いただきました 1 月補正後予算額との比較で作成しておりますので、そのような内容で説明をさせていただきたいと思います。真ん中辺りに補正後の予算額を記しておりますので、その右に 2 月補正額というところを見ていただきたいと思います。まず、最初に収入の合計のところ、一番上段になりますけども、今回の補正額がマイナスになっておりますが、6 億 67 万 9,000 円の減ということで、補正後の予算額は 78 億 259 万 2,000 円になります。

それから、下段の表の支出のところですが、病院事業費用と一番上の数字になりますが、2 月補正額が 5,144 万 1,000 円の減ということで、補正後の予算額は 88 億 1,822 万 5,000 円ということで、差引きいたしますと、そのずっと支出の一番下のところになりますが、総損益というところで三角の 2 月補正額が 5 億 4,923 万 8,000 円ということで、最終決算見込みといえますか、補正後の予算額が 10 億 1,563 万 3,000 円の赤字というような見込みでございます。それで、ちょっと大きなところを説明させていただきます。まず、収入の部分でございますが、そこに医業収益ということで、入院収益、外来収益、その他医業収益とございます。めくっていただいて内訳を記しておりますので、すみません。ここにもちょっと議案第 4 と余計な文字が入っておりますので、削除お願いしたいと思います。

この収入の積算といいますか、減額の要因でございますが、当初予算で入院患者 260 人、それから診療単価 5 万 4,900 円というふうに見込んでおったところ、入院患者が平均して 230 名ということで、診療単価は増になっておりますが、その兼ね合いで収益が、当初の比較ですね、4 億 4,166 万 8,000 円の減という形になっております。それから、外来患者につきましても、当初予算で 420 名、1 日平均見ておりましたが、実質的には 384 名ということで、診療単価は 1 万 7,300 円、1 人当たりですね。から 1 万 7,475 円と上がっておりますが、差引き 1 億 3,502 万 4,000 円の減という形になっております。それから 3 つ目のその他医療収益というところで、ここに医療相談収益の減と書いておりますけども、このその他医業収益については、個室のベッド代とか、あとは人間ドックとか、各種検診、それから脳ドックというような収益がございまして、今年度、医師の関係、充足できなかった部分とか、要は検査体制、医師の体制、それから看護体制、それからあとは機器の回転率とか、そういったもので検診の回数が決まってくるんですけど、そこが十分でなかったということがあって、収益を落としております。こちらが 2,809 万 5,000 円ということで、今年度収益が落ちておるという状況でございます。これは 3 つの要素で医業収益のところが大幅な減になったということが主な減収の要因でございます。

それから 5 ページに戻っていただきまして、支出でございますけども、下段の表ですが、医

業費用として給与費については前回人件費の補正をさせていただいていますので今回補正はございませんが、材料費としまして補正額 5,253 万 6,000 円ということで、診療の材料ですね、それから薬品代がこちらの予算に計上されておりますけども、材料費が 2,884 万 9,000 円の増、それから薬品費が 1,982 万 7,000 円の増ということで、例年ですと患者が減れば材料費も減るというような関係性にあるわけですが、それだけ材料費の高騰がかなり進んでおるということと、あと、手術件数がかなり昨年にくらべて多かったということもあって、手術に入りますと材料たくさん、高額な材料が必要になってくるということがあって、ここが増額となっております。それから医業費用の 3 と書いております経費の部分ですが、この中で、管理運営費で 4,551 万 8,000 円の減としております。大きなところだけ申し上げますが、こちらは施設とか、機器とか、そちらの修繕費が減となっております。それから施設費が 5,555 万 3,000 円の減となっておりますが、主なものとしては光熱水費がそれほど高額にならなかったということで、こちら光熱費だけで 4,290 万の減となっておりますので、事業精査した結果でございます。

経常費の内訳については、主なものはそのような内容で、かなり精査して、かなり予算的には余裕を持たせたいところではあります、多少の余裕を残したところですので、これから冬場、今、入院患者も増えておりますし、収益がどれくらい上がるのかということと、経費がどれくらい抑えられるのかということで、赤字を極力減らす努力をさせていただきたいと考えております。

それからめくっていただいて 7 ページに資本的収支の表がございまして、こちらにも、すみません。上から 2 つ目に議案第 42 号と、ちょっとパソコンの作業の関係で全て変わってしまっておるようでございます。ここの議案第 42 号のところは、右の文言と同じですね、他会計繰入金という文言が入りますので、訂正お願いしたいと思います。資本的収支につきましては、次のページ 8 ページのほうに少し記しておりますので御覧いただきたいと思います。まず、支出のほうから説明させていただきますが、営業設備費として機器更新費用の減ということで 6,585 万 1,000 円の減としております。これはもう本当に医療機器の更新といいますか、老朽化とか、故障に備えて確保している予算でございますが、こちらを精査したものです。あと、新規購入備品の入札残といいますか、そういう執行残も含めて減としております。それから建物新築及び改良費、こちらは施設の建物に関する改修費の予算でございますが、こちら事業精査して 1,572 万 7,000 円の減としております。これに伴いまして、この財源として見ておりました企業債のほう、こちらを上段の収入でございますが 6,410 万円の減ということで、補助金を 2,586 万円の減という形で計上いたしております。それで、令和 6 年度導入の医療機器ということで、下に記しております今年度整形外科の手術支援ロボットを購入したということで、概要説明のほうでも申し上げたとは思いますが、他院より魅力をつけるということで、患者さんの獲得とか、開業医さんの紹介とか、あとは若手医師がうちの病院に残りたいというような相乗効果を狙っていろんな新しい器具も導入しております。今回は整形外科の手術支援ロボットということで、これは県内初ということになりますので、こちらをしっかりと PR していきたいということで、人工関節手術支援ロボットとしてトータル 8,999 万 1,000 円ということで、こちらを購入しております。

それから結石破碎装置、こちらは超音波で結石を砕く装置でございますが、こちら東部では市立病院のみですので、こちらの機器の更新といいますか、老朽化による更新ということで 5,258 万円ということで、こちらの機器を買いましたよと、市立病院ありますよということをしつかり PR していきたいということで、めくっていただいて、カラーでわざとちょっとつけてさせていただいておりますが、こういったチラシを作りまして、これを医師会を經由して開業医さんに送付させていただいております。あと、3 月にはこれのお披露目といいますか、そういった開業医さん招いて、説明会等を実施する予定にしておりますので、こういった参考につけさせていただいておりますが、こういったことでしっかり紹介患者を増やしたいという努力をしていきたいと思っておりますので、ちょっと余分なところではございますが、説明をさせていただきました。

ということで 7 ページに戻っていただきまして、先ほどの収支を精査しまして資本的収支のうち、収入につきましては一番上の段ですが、2 月補正額 8,996 万円の減ということで、補正後の予算額は 9 億 6,552 万 1,000 円ということでございます。

それから支出についてはトータルで上の段ですが、2 月補正額 7,544 万 6,000 円の減ということで、補正後の予算額が 12 億 2,863 万 3,000 円ということで、差引き不足額が 2 億 6,311 万 2,000 円ということになります。こちらは留保資金のほうで補填をするということでございます。あと、一般会計からの繰入金の内訳とか、補助金の内訳ということで、9 ページ 10 ページに内訳を記しておりますので、こちらは御確認をいただければと思います。長くなりましたが説明は以上とさせていただきます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑はございますか。西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** 入院患者数が予定よりかなり減ったということで収益が下がった。この主な要因と、あと、外来患者が予定より減って収益が減ったという、この主な要因をお願いしたいと思います。元気な方が増えるのはいいことなんですけども、病院にかかれんと病院経営としては赤字になるし、相反する部分があるんですけど、この主な要因についてお願いいたします。それともう 1 点だけ、すみません。この人工関節の支援ロボット、チタンとか入れるような大手術だと思うんですけども、機械を入れるのはいいんですけども、10 年とか、15 年前には香川先生とか名医がおられて、何でもこういう整形は市立病院が一番だよというような話は伺っていましたが、やはりこのロボットを入れてしっかりこれを扱ってできる、育成もあるんですけども、そういう指導者なんかの確保はされているんでしょうか。その 3 点についてお願いいたします。

◆**勝田鮮二委員長** 小林副院長。

○**小林俊樹副院長兼事務局長** 副院長小林です。まず、入院患者、外来患者の減少についてですけども、入院・外来患者は大体ここに、当初予算 260 っていうのは、近年ずっと目標という意味で設定しました。病院事業としてはある程度の患者数を想定しておかないと材料費とか、いろんなものが連動するのでここ何年か、260 ということで固定をしております。実際の経営強化プラン上は 6 年度の目標は 244 人というふうにしていましたけども、それにしても 14 人減

っているということで、244人の根拠としてはプランを立てるときの4年度の患者数を5年度に2.5%ぐらい増やしたい、そして6年度は4年度に対して4%ぐらい増やしたい。その増やすというのは、コロナで減った患者が回復してくるのではないかというふうに思っていて、元年度が大体1日当たり250人だったのですが、ですので、コロナが5類化に変わったということで、元年度の水準まで2年ぐらいかければ戻るんでないかという思いがあって、それより少し少ない244人という目標設定していましたが、残念ながら回復しなかったという状況です。

外来につきましても、元年度が420人という水準でしたし、4年度が410人ということだったので、そこが戻るのではないかなというふうに考えていましたが、なかなか回復しない。外来について中身を見ると、やはり意外とコロナの発熱患者の外来受診というのが多かったんで、その部分がなくなったということで、新たな患者が増えてないので、その分減ったというような分析をしております。それから、ロボットに関してですけれども、今年度こういう経営状況ですので、どういうふうに7年度以降でこ入れをしていくかということで、実は当初予算では、整形のロボットを買うという予定ではなくて、血管造影装置を更新しようと思っていたんですけれども、いろいろ業者と話がついて、保守が延ばせるということになったので、今あるものを更新するよりも、新たに魅力づけのものを導入するほうがいいんじゃないかということで、12月補正で組替えをさせていただきまして、この整形のロボットを買わせていただいたということです。

それで、このロボットで対応する手術というのが、膝関節の全部置換とか、部分置換とか、それから股関節の人工股関節切替えということで、この資料をつけています12ページのほうにあるstryker社製のMakoという機器のほうで全置換、全部取っ替えるのに向いて、特に、股関節とかに向いているやつでして、今までこういう手術は一応ナビゲーションシステムというのはあったんですけど、MRIとかを撮ってその画像を基にナビゲーションシステム使ってここのこういう部分を切って置換すればいいんじゃないかということで、整形外科の医師が自分で執刀していくということだったんですけども、このMakoというのはMRIの画像を提供元のところに送りますと、計画表というのを作ってくれまして、それをこのシステムに入れると骨を切るところまでやるというようなシステムになっておりますので、実際、今やっている手術ではあるんですけども、ミスがなく安全にできるようになるということになります。それから、このROSAというほうは、骨を切るまではいかないんですけども、ナビゲーションシステム使って膝とかの部分的な取替えの場合に本当に必要な部分の特定がしやすくなるということで、今までより安全にできるというようなことで導入するものです。この左が12ページのほうのMakoのシステムは鳥取県内初ということになりますし、右のROSAというほうは米子のほう、開業医さんが1か所持っているらしいですけども、東部では初めてというようなことになっていきます。

それで、件数的には、大体この膝の人工関節とか、人工股関節の手術は月に5件ぐらい、今、実施をしまして、今年も今年度4月～1月まで50件、ちょうどやっぱり5件ペースでやっていますので、それがこれにほぼ置き換わるということですし、これを入れることで今以上、

そういう人工関節の手術をやらなきゃならないという方が集められるんじゃないかというふうなことを考えて導入したということになります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 丁寧な説明ありがとうございます。最先端のロボットということで、医師というよりはプログラムというか、そういうもとのこれがしっかりされてできるということで、安全安心でしかも手術がたくさんくらせんかということは了解しました。何はともあれ、7年度の当初予算には人間ドッグで未病ということで、その辺も計上、力入れていくという説明を受けましたので、病院である以上、ある程度入院患者さんを受けてということもあるけども、やっぱり市民の方が健康でいられるそのための辺で頑張っていたきたいということと、この辺のしっかりこれPRを、PRが一番大切だと思いますので、鳥取市は豊岡とか、兵庫県なんかもありますので、麒麟のまち圏域なんかにしっかりPRしていただきたいと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 意見でいいですか、今の。

◆西尾彰仁委員 今のは意見です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 説明いただきました。今の入院・外来の患者減ですけども、報道等では歯科医院がちょっと外来が少なくなって潰れそうだなというようなことも聞きましたけど、市立病院としては原因というか、入院患者が減っている科目、総じてどのような傾向があるんでしょうかね。

◆勝田鮮二委員長 小林副委員長。

○小林俊樹副院長兼事務局長 副院長小林です。6年度に関しては外科系の手術をする診療科は、手術件数自体はかなり昨年より増えていまして、眼科とかは100件ぐらい増えていまして、あと、泌尿器科とかは70件増えたり、整形でも40件増えたり、外科も増えたりということで、手術自体は増えているんですけども、このダヴィンチとかもそうですし、腹腔鏡手術もそうなんですけども、入院されて手術をしても退院するのが早くなるというところがあって、その影響が1つ。外科系に関しては患者が来てないわけではないんですけども、退院が早いので延べの入院日数が減っているということがあって、入院日数が長いのは内科系の患者ということになるんですけども、今年度1つ問題になっていたのが、地域包括ケア病棟というのがあったんですけども、その病棟今までは急性期で手術をした患者が退院するまでの期間、入院してもらおうということをしていたんですけども、6年6月の診療報酬改定で包括ケア病棟を同じ病院から転棟、病棟変わって入れるだけではだめですよということになって、毎日2割以上、直接その病棟に入院した患者を確保しておかなければ転棟はさせられないということになりまして、その運用に、非常に困ったところがあって、なおかつその患者が在宅に70%で帰んなきゃいけないというようなことが、非常に施設基準が厳しくなったものですから、運用をちょっと困りまして、時期的に50%台稼働させられなかったということがあって、その部分で内科系の入院患者が減る、短くなるというところがあって、そこも入院患者が増やせなかったことに大きく影響しています。

ただ、対策を取りまして、11 月ぐらいからできるだけ直接入院できるような体制を病院として取ったりとか、それから転棟させる患者も割と長期入院するような患者ということに的を絞って運用を変えていって、今、80%ぐらいまで回復してきましたので、来年もそういう取組を続けて、少し内科系の疾患の患者を増やすことで入院患者を伸ばしていきたいというふうに思っています。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。そのほかございますか。岡田委員。

◆岡田 実委員 すみません。岡田でございます。外来の患者数のことについてなんですけども、また、ちょっとその件で質問させていただきたいんですけども、前回の説明の中では、外来は、外来患者の方が年間で 8,748 名減られたということで説明資料いただいたものによるんですけども、そこでいくと、8%ぐらい外来の方が減っておられる中で、先ほど発熱の方が多かった、それで新たな患者が増えていないじゃないかというふうな所見もいただいたところなんですけども、要は発熱ひとつ取っても、現地的にいきますと、かかりつけ医もかなりこのたびのインフルとか、そういったところでも、かかりつけ医の中でも大混乱が起きているような中で、市立病院のほうに患者さんが来られることもあってもいいじゃないのかなと、これはあくまで感覚なんですけども、そういった実際には現場では内科見ても足りないような状況が続いていた状況かと思うんですが、どうして減ったんだろうかというのを、もうひとつ深堀のところで所見をいただけたらと思います。

◆勝田鮮二委員長 はい、小林副委員長。

○小林俊樹副院長兼事務局長 はい。副院長小林です。外来患者なんですけれども、今年度の傾向として非常に 4 月～8 月までが低調で、1 日当たり 370 人とか、360 人台とかというような患者が続いていまして、この辺りがやはりコロナにしてもインフルエンザにしても流行しなかったというようなこともありまして、その辺りは昨年までのそういう患者が来たときと比べて直接的に減ってはいるんだろうなと思いますし、あと、コロナ自体も以前より罹患しても軽症化しているということもあって、いろいろ相談しても熱が出ないんなら家で療養していれば大丈夫ですというような患者も増えてたりして、受診された方は減ったんじゃないかなという気はしています。

ただ、やっぱりインフルエンザにしてもコロナにしてもある程度流行した時期があって、その 9 月とか 12 月とかは、9 月が 394 人ぐらいですし、12 月は 414 人ぐらいですしというようなことで、そういう感染症が流行った時期にはたくさん来ているという状況ありますので、やはりその時期によってはというところはありますけども、それ以外、流行しなかった時期はやっぱりそういう、前は少しのことでも公費で負担というののもあって、必ず受診するようないうこともあったんですが、そういう部分がなくなっているの、やはりそういう影響は受けているのかなという気はしています。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 分かりました。あと、支出のことについての質問なんですけども、支出の中で、精査された中で経費を抑えられていったという、すごく努力されたところもあると思うんですが、例えばちょっと気になったんですけども、管理運営費なんですけど、これ 4,500 万ほど経費

削減した中での修繕とか、そういったものを抑えながら精査されたというところもあるんですが、特にこういった経費を抑えると、また来年以降施設がどんどん古くなったりとか、ほかに影響が出てくる可能性もあるのじゃないかなというところがありまして、そこをすごく懸念するわけなんですけども、ちょっとそういった修繕計画とか、来年以降もきっちりと修繕できるんだろうかなというところがひとつ気になる点が1点と、それから研究研修費ですか、これ、ぱっと見ると人材育成のようなというか、とても、ここが843万8,000円減額しているようなところもあるんですけども、これだけ800万から減額されて、努力されて精査されたというところはあるんですが、やはり組織を運営していくに当たって、こういったところも当然必要な経費になってくると思うんですけども、ちょっとそれがすごく心配でして、どのように精査されたのかというところを教えてくださいたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 小林副院長。

○小林俊樹副院長兼事務局長 副院長小林です。まず、施設費のほうですけれども、やはり修繕やっていかなきゃいけないというところはあるんですけども、一番減額に大きく関係したりしているのは、経営強化プランの中では大規模修繕をやっていこうということで、病棟の改修を6年度で設計をして7年度から3年ぐらいかけて、まず、西側の病棟全部、それからその後、東側というような計画をしていましたけども、ものすごく建設費も上がっていて、当初の予定では西側の改修で、まず、7億円ぐらいというふうに考えていたんですけども、設計をやって想定した内容で実際に必要な額を積算していくと、いろんなものが上がって、特に共通経費とか、現場管理費とか、ものすごく市の基準でも上がっているのは御存じだと思うんですけども、12億ぐらいかかるみたいな話になってきているんですよ。

ですので、本当はある程度しっかりした改修をしたいという思いはあるんですけども、さすがに現金もそんなにないので、そこに着手していいのかというところもあって、実は設計をもう一度よく精査しようということで、6年度でやる予定を7年度も継続していこうということで一部繰越しするような予定にしていまして、それで7年度から西側を着手しようと思ったのも8年度に送らせていこうかというようなことも考えているところもあって、そういうこともあって、無駄になる部分の修繕というの、ちょっとためらっている部分あることはありますし、あとは、大型の医療機器とかでも減らしてきている部分もあるので、前は直してとことん使っていたという部分でも一部更新を諦めて撤去してしまったりしている部分もあるので、そういう部分で減らしているというところがあると思います。

それから教育研修費なんですけども、5ページの5年度決算との比較を見ていただければ分かりやすいと思うんですけども、5年度の決算が1億2,447万6,000円で、今年度の補正見込み1億4,129万8,000円ということで、額としてはもともと増やす予定でした。というのが、コロナ禍でこの教育研修費の一番大きな部分は医師の先生方が学会に参加するような費用を病院として助成をしていまして、コロナ禍でオンラインがすごい増えていて、旅費が減っていたというところもあったんですけども、徐々に再開されてきたので、もともとそういう部分を賄うということで2,500万ぐらい増額していたということで、実際増えてはいるんですけども、やはり引き続き、オンラインであったりというものがありますので、そういう部分でかなり多

めに見たけれども、少し余裕があったということで減額したということでございます。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。はい。そのほかございますか。はい、加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 はい。加嶋です。今の岡田実委員の質問に関連してですが、設計精査の延期というのは、既に委員会には報告があったことでしょうか。確認です。

◆勝田鮮二委員長 小林副院長。

○小林俊樹副院長兼事務局長 委員の皆さん替わられましたけれども、前の委員の方にはちょっと費用が増えているので検討していますということは12月議会等で説明はさせていただいています。具体的にそれが実際どこまでというのは、取りあえず7年度に繰越して精査するところまではある程度説明したと思うんですけども、具体的にどうするかということは、今も説明できない状況なんですけども、ちょっとこれからどれぐらい絞り込めるのか、あるいは絞り込めないのか、それから入札の仕方等で考える余地があるのか、そういうことを全般に考えようとしていますので、そこまで詳しい説明はできてないですけども、非常に額が高くなって考えていますという説明はさせていただいたように思います。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 はい。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第42号令和6年度鳥取市病院事業会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

先議分以外

議案第59号鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは続いて先議分以外に入ります。議案第59号鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正についての説明をお願いします。松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 事務局次長松田です。資料はお手元の同じ資料17ページになります。附議案のほうは79ページでございます。鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正についてということで、この今回の条例改正2つ条例を併せて改正するものでございまして、改正の目的としておりますけども、令和6年の人事院勧告に基づきまして行政一般職の給与に関する法律というのが国家公務員の、改正されておりますけども、それに併せて鳥取市及び公営企業職員に係る諸手当の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、大きい2番でございますが、1つ目が扶養手当の見直しということで、配偶者の扶養手当を廃止するという勧告が出ておりまして、段階的にこれは廃止するというので令和7年4月1日～令和8年3月31日までは経過措置が設けられておるというものでございます。下に勧告の内容を書いておりますけども、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を段階的に引き上げるという勧告でございまして、2か年で段階的に実施し

なさいということで、額のほうは通常の一般職員ですと、現行 6,500 円の配偶者扶養手当が令和 7 年度は半額以下になりますけども 3,000 円、令和 8 年に廃止という流れでございます。

それから給料表の 8 級の職員、それから医療職給料表、医師ですけども、4 級の職員については、現行 3,500 円が来年度から廃止されるというものでございます。それから、子の扶養手当につきましては原稿 10,000 円を 7 年度は 11,500 円、8 年度は 13,000 円と段階的に引き上げるということで、今回、条例上は扶養手当を廃止しますということだけの改正でございます。付則の中に経過措置として令和 7 年度については読替え規定で支払い手当は継続しますよということが記されておりまして、手当の額については、鳥取市立病院の給与に関する規定、それからこれは水道局の職員も適用になりますので、鳥取市水道局職員の給与に関する規定を、額を改正するというものでございます。

それから（２）単身赴任手当の要件拡大ということで、従来、遠隔地に配属が決まって単身赴任をしなければならない、配偶者は拠点に残らないといけないという場合に単身赴任手当、月額にして 30,000 円プラス距離の加算というのがあるんですが、そちらが支払われるんですが、これは採用時点でその要件を満たしていても、採用時点ではそういう条件をのんで応募をしてきたということで適用にはなってなかったというものでございまして、これを昨今の人材確保が困難だということで国家公務員のほうも採用時点でそういう要件に該当している職員についても単身赴任手当の適用とするという改正がなされておりますので、通常ですと、国から単身赴任で来られる場合とか、市から遠隔の大阪事務所とか、そういったところに赴任される場合に出る手当でございますけど、これは新採の時点で、新規採用で同一の条件があっても適用するというものでございます。

それから 3 つ目でございます。再任用職員の手当支給拡大ということで、定年前再任用短時間職員、これは定年延長を受けずに短時間として再任用扱いということで残られる職員さん、それから暫定再任用職員ということで、定年延長 2 年かかるんですけども、65 まであと 3 年ありますよみたいな、暫定的に 65 歳まで再任用という、定年の延長期間が終わった後に、残られる方は住居手当の対象になってなかったというところございまして、こちらを対象とするというものでございまして、こちらは、条例については別の条例で鳥取市職員の定年等に関する条例ですね、こちらを付則の中に文言を入れさせていただいているという内容でございます。

施行期日は令和 7 年 4 月 1 日からということで予定をしておりますので御審議のほうお願いいたします。以上です。

◆勝田鮮二委員長 本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

議案第 61 号鳥取市立病院医師奨学金貸与条例の一部改正について（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは次に議案第 61 号鳥取市立病院医師奨学金貸与条例の一部改正についての説明をお願いします。松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 引き続き事務局次長松田でございます。議案第 61 号ということで、資料のほうは 18 ページになります。附議案は 85 ページでございます。初めに、今回新しい委

員さんの方がたくさんおられますので、当院の医師奨学金の概要からまず説明させていただきたいと思います。本当に概要を載せておりますが、目的としましては大学医学部で在学中の学生さんに、将来、市立病院においてよということと奨学金を出して、将来の医師確保につなげるという目的の奨学金でございまして、対象としましては医学部に在学中の方で、同じような義務を課す奨学金を受けていない方、それから医師免許を取得されたら市立病院で初期臨床研修を2年間受けること、それからその先、市立病院に常勤医師として勤務することという条件の下に月額20万円、新入学の方の場合は、入学金相当額として28万2,000円を加算しております。

ですので、通常1学年に2人ずつぐらい枠を持っておりますので、通常3年から奨学金受けたという方も対象としております。この中で返還免除という規定がございまして、当院で義務を果たした、勤務をして何年か経過した場合には奨学金を免除するという扱いにしております。まず、初めに初期研修2年間を終わったという場合は1年分の貸与額を免除しますと、プラス入学金受けている方も入学金相当額は免除します。そして初期研修が終わった3年目から引き続き、これが5年間ずっと勤務していただければ、もしも6年間奨学金受けたとしましたら全額免除となる仕組みでございまして、1年勤務が終了するごとに1年分を免除していくということで、途中で離脱して退職しますという場合は返してくださいということになります。

今回改正する目的ですが、2番に書いておりますが、医師の専門員制度が改正されております。初期研修が終わった後に整形外科とか、内科とか、専門研修ということで資格を取りに行かれる先生が多いわけですが、その場合、診療科によって修業期間といいますが、そういう期間がまちまちになっておりまして、それで当院の基準がその間の猶予を3年間猶予しますという基準しかなかったものですから、その不具合を解消するためのものでございまして、これをきちんと改正することによって、そういう安心な奨学金制度ですよということをお知らせしたいための改正でございまして、まず、改正の内容としましては、（1）専門研修を受けるために市立病院を退職してほかの医療機関、例えば岡大の病院で修業してくると、専門の資格を取ってくると、ほかの病院に勤務している場合、そういう場合ですね。その大学の病院に勤めながら週1回市立病院に派遣してこられるとか、そういう例もありまして、そういう場合には、その働いた日数・期間は猶予期間に見てあげようということですね。その免除期間ですね、算定しておく、計算していくというものでございます。

それから（2）としましては、先ほど申し上げました専門医の資格を取るために一旦大学の病院の医局に戻って、しっかり資格を取ってきますといった場合に、当院の場合は3年間、その期間は返還を猶予しますという規定があるんですが、先ほど申し上げましたように、診療科によって3年であったり、4年であったり、5年であったり、そういう資格を取るまでの期間が変わってきたものですから、それに合わせた期間は返還を猶予しようという規定を設けるものでございます。それから3番目、専門研修、そういった専門員の研修であるとか、博士号取得のために大学院に行くというような場合に、一旦この専門研修が終わりまして、次の段階、高度な研修といいますが、さらに専門員を深めたいといった場合は、その時点で全額返してくださいというのが今の規定になるわけですが、そういった場合についても猶予期間に入れ

ていきたいと思いますというものですけども、ただ、この 3 年を超えたこの例示の表でいきますと、6 年目から 8 年目というの、当院について勤務はありませんので、その部分だけは返してくださいということで、最終年度はもう決まっておりますので、そこから先、こういった場合、レアですけど、たった 2 年しか勤務しないというのは、レアなケースで、通常ですと高度専門研修受ける場合も、岡大からうちは協力病院になっていますから、通常この期間に派遣されてくるというケースが多いんですが、ちょっと極端な例で書いておりますが、次の段階に研修を受ける場合は、今まではこの時点で全額返還ということになっておりましたけども、先に帰ってくるということが確約されていれば、その間だけは返還してもらうというような改正を行うものでございます。これらの改正は 7 年 4 月 1 日からということで施行したいと考えております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** はい、本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や、字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** なしということで。

その他の報告

鳥取市市政改革プラン地域計画について

◆**勝田鮮二委員長** それではその他の報告に入ります。鳥取市市政改革プラン地域計画についての説明をお願いします。松田次長。

○**松田真治次長兼総務課長** 事務局次長松田でございます。今回の全員協議会のほうで、総務部のほうから配布されている資料で説明しなさいということでございますので、資料のほうはその時点で配られた最終案と書いてあるこの横長のものですかね、こちらと市政改革プラン実施計画という 19 ページから、先のものがお手元にあると思いますので、そちらで説明させていただきますが、個別部分につきましては、市立病院は 19 ページ見ていただきますと、右の下ですね、公営企業、グレーで網掛けがしてあると思いますが、公営企業外郭団体の健全経営ということで 46 番、病院事業の経営健全化ということで、従来からこのプランの中ではそういう位置づけがされております。

具体的な計画につきましては、なかなか具体的に申し上げにくい内容ではございまして、経営の健全化、全体的な話になってきますので、資料では 32 ページ一番裏手になりますかね、最終ページになりますかね。46 番中段、中ほどに市立病院の健全経営化と一言ございますが、こちらが当院の該当部分でございまして、黒字化に取り組みなさいという計画でございます。経過期間、当院の経営強化プランというのが、令和 5 年～令和 9 年にかけて計画されておりますので、こちらの取組で、中心にやっていくんですけども、基本的な内容としましては、先ほど来申し上げますように、患者増の取組でありますとか、当初予算のほうでまた、説明をさせていただきますが、概要説明でも説明させていただきましたが、検診に力を入れようということで増資を図っていこうというような短期的にはそういう目標を立ててやってまいります。令和 9 年までは経営強化プランに沿った取組を推進するというので、令和 10 年以降は、また、

総務省のほうから次のプランを立てなさいということが早晚やってくると思いますので、新たなプランを策定して取り組んでいくという内容にしております。

目標としましては、経常収支比率 100%のみでございますので、黒字に持っていくという力強く書いておりますが、それに向けて努力したいと考えております。そちらで効果額としましては 7 年度からのその増収の取組によって生まれる効果額として 5 か年を見ておりますので、そういった取組で 3 億 3,495 万円ですか、ドックとかそういった収益増の取組によって新たな収益を生み出そうというもので、5 か年の額として書いております。なかなか内容がこれだけのものですから、説明は以上とさせていただきます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本件について、委員の皆様から質疑、意見等ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 市立病院の経営強化プランは、経営期間令和 5 年～9 年度で、既に 2 年終わっているということになるんですが、今回のこの市政改革プランは、その令和 10 年、11 年というのの扱いというか、関係というか、新たなものを作るんですとか、その辺の何か計画があるんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 事務局次長松田でございます。この改革プランと強化プランの年度は、当然ずれていくわけですが、先ほど申し上げたかもしれませんが、次のプランというのも当然指示が国のほうから来るわけですから、その時点で新たなプラン、この今回の強化プランの総括をして、次のプランに生かすというローリングをかけながら、次のプランを策定していくことになろうかと思えます。そういうことでよろしかったでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それではなしということで、それでは福祉保健委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会福祉保健分科会を開催します。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午前 10 時 58 分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午前 11 時 15 分 再開

【福祉部】

◆勝田鮮二委員長 ただいまから福祉保健委員会を再開いたします。本日の日程でございますが、まず、先議分の議案説明、質疑、討論、採決を行い、続いて先議以外の議案の説明、請願審査、報告、その他の報告、令和 7 年度の当初予算の説明という流れにしております。令和 7 年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので委員長の宣告により、配布のレジュメのとおり福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知ください。

初めに蔵増福祉部長に挨拶いただきたいと思います。蔵増福祉部長。

○蔵増祐子福祉部長 福祉部長の蔵増でございます。本日はよろしくお願いいたします。本日の

福祉保健委員会で御審議いただきますのは、まず、先議分の補正予算5件でございます。議案第28号鳥取市一般会計補正予算のうち、福祉部の所管に関する部分と議案第31号鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算、議案第32号鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算、議案第34号鳥取市介護保険費特別会計補正予算、議案第38号鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算、これら福祉部が所管する4つの特別会計の補正予算を計上させていただきます。

次に先議分以外の条例案件が3件でございます。議案第48号が鳥取市特別会計条例の一部改正について、議案第54号が鳥取市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第62号が鳥取市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例の廃止についてでございます。議案第48号と62号は関連した案件となります。次に報告案件でございますが、専決処分事項の報告でございます。2件を御報告申し上げます。いずれも栄養士法の一部改正に伴いまして関係基準省令の改正が行われたことによるものでございまして、関係条例の引用字句の整理を地方自治法の規定によりまして、専決処分を行ったものでございます。最後にその他の報告案件といたしまして3件御報告をさせていただきます。

続きまして、福祉保健委員会に引き続き開催をされます予算審査特別委員会福祉保健分科会におきましては、令和7年度当初予算について御説明を申し上げます。一般会計補正予算のうち、福祉部の所管に属する部分と福祉部が所管する3つの特別会計の4つの議案となっております。このうち、一般会計の福祉部の所管分は約232億2,000万円余りでございまして、一般会計予算の総額1,102億円のうちの約21%となっております。また、福祉部所管の特別会計の総額は約402億円となっております。詳細につきましては、それぞれ各担当課長のほうから御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◆**勝田鮮二委員長** はい、議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いします。

議案第28号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第9号）のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案第28号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いします。山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** 地域福祉課山内でございます。そういたしますと、議案第28号令和6年度鳥取市一般会計補正予算所管に属する部分ということで御説明をさせていただきます。説明に用います資料は、配布の所属別事業一覧と委員会用に作成しております資料1補正予算説明資料と、この2つを用いますので御確認いただきたいと思います。説明に入ります前に、すみません。訂正の箇所がちょっと5か所ほどございまして、まとめて訂正をさせていただきます。まず、所属別事業一覧の16ページ、ナンバー159番の地域福祉相談センター事業費のところでございます。事業概要に事業費実績見込みによる増と記載をしております。

すが、これは令和 6 年度額の確定に伴う国県交付金の過年度返還ということで、大変申し訳ありません、訂正のほうお願いいたします。令和 5 年度額の確定に伴う国県交付金の過年度分返還ということでございます。

続きまして同じ資料の 22 ページになります。一番上、ナンバー 213 障害福祉事業所（物価高騰対応応援金）こちらの事業概要の、すみません。ポツ 2 つ目の一般相談の下にあります 1 万 7,500 円が苑になっておりますが、これはお金の円の誤字でございます。大変申し訳ございません。続きまして 23 ページ、ナンバー 224 番上から 3 つ目でございます。この事業概要欄のポツの 3 つ目、生活困窮者総合支援拡充事業費補助金 6 万 4,000 円となっておりますのを削除のほうをお願いしたいと思います。その下の医療扶助のオンライン資格確認導入事業補助金 397 万 5,000 円となっておりますのを 212 万 6,000 円、2,126,000 円に訂正のほうをよろしく願いいたします。さらにその下 225 番の扶助費、財源更正、その他財源はと説明がしてございます。生活保護費返還金等となっておりますところを交通事故に係る医療費の給付金、以上に訂正をお願いしたいと思います。

もう 1 つ、すみません。資料 1 の委員会用に作っております資料になります。9 ページになります。中ほどに先ほど説明いたしました地域福祉相談センター事業費、こちらのほうも内容が実績見込みによる増となっておりますが、令和 5 年度額の確定に伴う、国県交付金の過年度分返還ということで説明のほうの訂正をお願いをしたいと思います。大変たくさんの箇所の訂正がございました。大変申し訳ありませんでした。

では、すみません。説明のほうに入らせていただきます。事業一覧、こちらのほうを改めて御覧いただきたいと思います。地域福祉課のほうが所管しておりますナンバー 160 番令和 6 年度新たに非課税等となった世帯に対する給付金事業費でございます。2,078 万 1,000 円の減額補正ということでございます。この内訳について説明をさせていただきます。まず、扶助費の本体、給付費本体でございます扶助費につきましては、補正前は 3,300 世帯と子供の加算 810 人分、こちらを補正前の予算として 3 億 7,050 万円予算をつけていただいております。これが結果として、実績といたしまして、世帯数は 3,110 世帯、加算の子供の人数が 776 人ということで、扶助費の給付費の本体といたしましては 3 億 4,980 万ということで減額の補正要求の 2,078 万 1,000 円のうち、2,070 万が給付費本体に係る減額という内訳となっております。地域福祉課の説明は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 長寿社会課松本です。続きまして長寿社会課所属の事業について御説明させていただきます。長寿社会課では、私の説明の後、中央包括支援センター、それから続いてねりんピック推進室のほうの説明をさせていただきます。同じ資料の 17 ページ 162 番の事業です。地域医療介護総合確保事業補助金です。補正額は 9,572 万 8,000 円の減額です。これは令和 6 年度に介護施設等の ICT 導入整備を予定しておられました法人 1 社が令和 7 年度以降に整備時期を変更されたことに伴う減額となります。続きまして 163 社会福祉施設改修事業費です。補正額は 678 万 5,000 円の減額です。内訳につきましては事業概要のところに記載しておりますが、社会福祉施設改修としまして、高齢者福祉センターの屋上防水、外壁改修につ

いて 796 万円の減額。これは入札による事業費が減額となったものです。

次に、高齢者施設等物価高騰対策支援事業としまして 117 万 5,000 円の増額となります。これは食料価格等の物価高騰が高止まりしている状況を踏まえまして、介護老人保健施設やすらぎに対して支援金を交付するための経費でございます。支援金の算定基準につきましては、鳥取県が民間事業者を対象に実施された支援金と同じものにしておりまして、1 施設 17 万 5,000 円と定員 1 名当たり 1 万円を加算した額としております。

続きまして次の事業 164 番の高齢者介護予防・地域活動等支援バス運行事業費についてです。補正額は 164 万 8,000 円の減額です。この事業は高齢者の介護予防ですとか、ボランティア団体や地域団体の活動を支援するために、無料の福祉バスと公共交通機関を利用した場合の利用助成 7 万円を行っております。令和 6 年度は、事業で実施をする 3 台の福祉バスのうちの 1 台が 9 月の車検期限までに新しくリースをする予定だったんですけども、半導体不足によりまして納期にバスの納車が困難ということになりました。バスが確実に確保できます令和 7 年 2 月から 7 年のリース契約をいたしましたので、不用額となりましたリース額を減額するものです。今年度この事業につきましては、公共交通の利用助成の実績が前年度、令和 5 年度よりも団体数で 30 団体、助成額で約 220 万円増額となっております、福祉バスの御利用ができなかった団体の方が公共交通の利用助成を利用して活用されたものと考えているところでございます。

続きまして 165 番の養護老人ホーム入所事業費についてです。補正額は 1,900 万 6,000 円の増額です。このたび、養護老人ホーム入所措置に係る支弁費の基準単価につきまして、介護報酬改定や光熱水費の増加等に対応して令和 6 年 8 月分から単価を見直したことに伴いまして、支弁費の増額分を補正予算、計上させていただいております。この支弁費の基準単価につきましては、国から改定率等考え方が示されまして、それを参考にしながら、市が地域の実情に合わせて決定するものとなっております。8 月分から増額することにつきましては、国からの通知時期と内容に応じたものですが、このたびの基準単価の見直しにつきましては、施設の運営状況等を考慮いたしまして設定しておるところでございます。

事業概要のところに内訳を記載しておりますけれども、なごみ苑に対して 241 万円、母来寮に対して 1,455 万 1,000 円となっております。また、当初予定していなかった養護盲老人ホーム五色園、これ兵庫県の洲本市にあるんですけども、そちらのほうに入所措置を行うことになりましたので、支弁費としまして 89 万 5,000 円を要求させていただいております。措置費としまして合わせて 1,785 万 7,000 円増額をしております。また、先ほど、やすらぎと同様に、本市の施設でありますなごみ苑に対しまして、物価高騰対策支援費として 113 万 5,000 円を支給するものでございます。

続きまして 18 ページにお進みください。172 の外国人介護人材確保支援事業費についてです。補正額は 20 万円の減額となっております。これは介護人材確保の取組としまして、本市の介護事業所で働く外国人の定着を図るために支援金を交付する事業となっております。令和 6 年度からの新規事業でございまして、実績としまして、6 月からあすなろ会に採用された 2 人の方が 11 月の、6 か月の支給金の要件に該当されましたので、1 人 10 万円の合計 20 万円を支給い

たしました。これに伴う実績見込みにより、予算を減額するものでございます。

続きまして 19 ページを御覧ください。一番上の 181 の介護保険特別会計繰出についてです。補正額は 5,284 万 2,000 円の減額でございます。これは実績見込みによる減額となりますが、主なものについて御説明いたします。まず、介護保険システムの標準化の遅れに伴いまして、東部広域の負担金に含まれていたシステム改修費として 2,831 万 3,000 円の減額をしております。それから低所得者保険料軽減対策につきまして、当初の見込みより対象者数が少なくなったことと、9 期の計画におきまして保険料を引き下げたことなどから、1,367 万 2,000 円の減額をするものです。

また、介護給付費の財源について、一般財源から交付金のほうに財源を振り替えましたので、財源としていた一般財源が 1,549 万 8,000 円減額になったものです。この介護給付費の財源につきましては、後ほど介護保険特別会計補正予算のところでも説明させていただきます。私のほうからは以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 藤木所長。

○藤木尚子中央包括支援センター所長 中央包括支援センター藤木です。私のほうからも、同じ資料を用いまして御説明のほうさせていただきます。同じく所属別事業一覧の 18 ページ、ナンバー 174 の包括支援センター運営事業費（事業運営費）について御覧ください。この運営事業費につきまして、補正要求額は 4,407 万 9,000 円としております。地域密着型の地域包括支援センターを 10 か所、法人に対する運営委託料のうち、それぞれ人件費、事業費について、当初実績見込みの増額を行うものです。財源内訳としましては、重層的支援体制整備事業の財源更正に併せましてそれぞれ記載をしているところになります。包括支援センターの人員として、予定している人員よりもプランの件数の実績というものが年間約 2 万 2,000 件、相談件数・訪問件数なども 1 万 2,000 件などと、実績としての件数が横ばい、増加というような傾向もあり、なかなか 1 件の対応ということに時間もかかったり、回数もかかったりという状況もあり、包括支援センター職員の負担というものも大きくなっているところもあります。

また、地域、圏域によりましては人口増、高齢者人口の増加ということもありまして、プラン数の増加等も加えますと職員の不足ということもあり、今年度は南包括支援センター 1 か所に 1 名の増員という形を取らせていただきました。併せまして、それぞれの包括支援センターの人件費、それから事業費ということで、事業費については物価高騰なども含めましておおよそ 450 万円程度、それから人件費については 1 包括当たりという平均よりはちょっと 1 人当たりという感じになりますけれども、大体包括支援センターの職員が 67 名在籍という形になっておりますので、それで人数等で計算をしまして、各包括支援センターのほうに残りの金額につきまして割り振りをしております。先ほど申し上げた 1 名増員した分の人件費については 525 万円という金額となっております。

では、続きまして、同じ 18 ページの 179 番高齢者虐待保護事業費について御覧ください。こちらにつきましては、虐待を受けて分離介入が必要な高齢者を保護するために、老人福祉法に基づきまして措置による施設での安全を確保することを目的として実施をしております。年度当初 12 件という見込みをしておりましたけれども、11 月時点で 9 名の措置をしている状況で

す。今後の対応等の状況を鑑みまして、15 件という見込みで計上をさせていただいております。事業概要のほうに記載がありますとおり、その他の財源というところにつきましては、短期宿泊の手数料ということで 1 日当たり 708 円という金額及び利用料としては食費を見込んでいるところになります。要求額としては 249 万 6,000 円を予定しております。私のほうからは以上です。

◆勝田鮮二委員長 小谷室長。

○小谷昇一ねんりんピック推進室長 ねんりんピック推進室の小谷です。私も同じ資料で説明させていただきます。この事業一覧の 18 ページ、番号でいいますと 178 を御覧いただけますでしょうか。ねんりんピック推進事業費でございます。補正前の額が 1 億 2,416 万 3,000 円、今回の補正額といたしましては 1,184 万 7,000 万円の減という形になります。

こちら減額の理由を御説明いたします。この減額の内訳といたしましては、実行委員会の負担金、こちら 760 万円相当は減額ということになっております。その主な理由といたしましては、会場設営に係る経費の入札減ということ、もう 1 点がねんりんピックの本番を迎えるに当たりましてリハーサル大会というものをこなしてから本番に向かう予定でございました。こちらリハーサル大会というものを新規の大会をする予定でしたんですけれども、競技協会さんとの話合いにより、既存の大会をリハーサルに充てようじゃないかという話が決まりました。そのために経費が圧縮できたということ、この主な 2 点で 760 万円の減と、残りの 400 万円相当といたしましては、この職員の手当の減となります。想定以上に市民の皆様のボランティアの御協力いただきまして、市の職員の動員を少なくすることができたということがございました。こちら職員の時間外等の手当が 420 万円相当の減と、合計の 1,184 万 7,000 円の減という形になっております。ねんりんピックといたしましては以上です。

◆勝田鮮二委員長 枅谷課長。

○枅谷承文障がい福祉課長 障がい福祉課枅谷です。それでは障がい福祉課の所管に属する 2 月補正予算案について御説明をいたします。2 月補正につきましては、事業の実績見込みにより増額、減額となりますが、新規でお願いします事業と、増額をお願いする一般財源が大きい事業について御説明をさせていただきます。同じく資料、所属別事業一覧の 20 ページ、ナンバー 193 番をお開きください。障害者自立支援法施行事務費でございます。こちらは障害者自立支援審査支払システム、障害者総合支援法に基づく給付費等の支給決定や請求審査を行うためのシステムになりますが、こちらの開始に伴うものになります。3 歳～5 歳までの就学前の障がい児の児童発達支援等の利用者負担の無償化に関するシステム改修となります。この無償化につきましては、令和元年 10 月から既に実施をされているものになりますが、この無償化対象期間の事業につきましては、同一世帯員の所得区分に応じた負担上限月額、こちらの判定を不要とするというシステム改修、要するに上限管理表への負担額の表示をなくすというシステム改修になります。また、事業者がこれまで紙で管理をしておりました負担上限月額管理表、これを国保連合会へ電子請求できるようにするような、そういったシステム改修となります。4 月サービスの提供分、令和 7 年 5 月の請求から対応が必要となるものになりますが、国からのインターフェイス仕様書が確定したことに伴いまして、2 月での予算計上となったものでご

ざいます。補正予算額は 884 万 5,000 円、うち 442 万 1,000 円は国の補助金を活用する予定としております。

続きまして所属別事業一覧 21 ページ、ナンバー 209 をお開きください。国県支出金返還金でございます。こちらは過年度に受け入れた障害福祉サービス関係の国県負担金につきまして、実績に伴う精算を行い、国県へ過支給分を返還するものとなります。内訳としましては、令和 5 年度事業分の精算に係るものが 968 万 4,000 円、また、事業所に対する給付費の返還請求に係るもの、こちらが 756 万 8,000 円、また、療養介護サービス費の算定誤りに係るもの、こちらが 1,456 万 7,000 円となります。合わせて補正額は 3,182 万円、その他財源の 222 万 3,000 円は事業所からの返還金となります。

続きまして同じページ、ナンバー 210 を御覧ください。国民健康保険団体連合会の負担金等でございます。この事業は居宅介護、生活介護、また、施設入所支援、就労継続支援などの障害福祉サービスに係る費用につきまして、国民健康保険団体連合会を経由しまして各事業所に支払うものとなります。令和 5 年度との比較では、金額ベースの見込みとしまして、就労継続支援の B 型が 1 億 5,916 万 4,000 円、施設入所支援が 5,470 万 9,000 円、生活介護、こちらが 5,017 万 4,000 円、それぞれ増加をしている状況となっております、今年度の実績見込みに伴い、増額をお願いするものになります。

続きまして 22 ページ、ナンバー 213 番の事業を御覧ください。失礼しました。こちらは本日お配りしました福祉保健委員会の補正予算説明資料、横長の資料 1 の 21 ページを御覧いただけますでしょうか。令和 6 年度 2 月補正予算案、障害福祉事業所物価高騰対策応援金（重点支援地方交付金）というものになります。こちらの事業につきましては、昨年度も 2 回実施したのようになりますが、物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、障がい福祉関係の事業所に応援金を支給しようとするものでございます。対象事業所につきましては、地域活動支援センターが 2 か所、相談支援事業所が 7 か所、その他の地域生活支援事業の事業所が 34 か所、計 43 か所予定をしております。

応援金の額は昨年同様、県の応援金の額を参考に設定をいたしまして、地域活動支援センターにつきましては 2 万 7,000 人、定員 1 人当たり 2,000 円を加えた額、一般相談を委託している相談支援事業所につきましては 1 万 7,500 円、地域生活支援事業所につきましては 1 万 7,500 円という金額を設定をしております。補正額は 86 万 2,000 円となっております、財源は全額国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する予定としております。2 月補正の議決をいただき次第、3 月中には応援金の支給ができるように対象事業所に対して周知を行っていく予定としております。

続きまして、また所属別事業一覧の資料に戻っていただきまして 22 ページ、ナンバー 214 番の事業を御覧ください。国民健康保険団体連合会負担金の障がい児対象分となります。この事業はいわゆる児のサービスということで、児童発達支援ですとか、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など、こういったサービスの費用につきまして、先ほどと同じく国保連を経由して各事業所に支払うものになります。令和 5 年度の比較では、金額ベースの見込みとしまして、放課後等デイサービス、こちらの伸びが大きくて 6,334 万 9,000 円、続いて児童発達支援

が 1,241 万円、それぞれ令和 5 年度よりも金額ベースで増加をしておる状況となっております。同じく今年度の実績見込みにより増額をお願いするものになります。障がい福祉課は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課西垣です。それでは続きまして生活福祉課所管の主な事業について御説明いたします。同じく 22 ページ 219 番生活困窮者自立支援事業費でございます。業務委託にて就労準備支援事業と子どもの学習支援事業を実施しておりますが、実績見込みにより減額をさせていただくものでございます。続きましてその下 220 番低所得者等への光熱費助成事業費（生活保護受給世帯分）でございます。依然としてエネルギー価格や物価高騰が続いていることから生活保護受給世帯に対し、昨年 4 月に 1 世帯当たり 5,000 円、7 月に 1 世帯当たり 1 万円の支給を行ったものでありますが、実績により 98 万円の減額をさせていただくとともに、年度当初は県補助金以外の部分に一般財源を充てておりましたが、その部分に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てることができることとなったことから、財源更正を行うものでございます。

続きまして 23 ページですが、上から 3 つ目の 224 番過年度国県支出金返還金でございます。これは令和 5 年度の生活保護費の医療扶助、また、生活保護受給者の方にもマイナンバーカードを使って医療機関を受診することができるオンライン資格確認導入事業などの実績の確定及び精算によるものでございます。令和 5 年度分の国庫負担金は既に受入済みでありますので、4,455 万円の超過交付分を国に返還するため、このたび増額補正をお願いするものでございます。

最後に 225 番扶助費です。財源内訳のその他 205 万 3,000 円について御説明いたします。これは生活保護受給者の方が交通事故に遭われ、いわゆる第三者行為により治療を受けられたことから医療機関に対し立替払いをしておりました。このたび、保険会社のほうに事故の給付金を請求し、入金が確認できたことから財源更正を行うものでございます。生活福祉課の説明は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。続きまして同じページ 226 番～232 番までが保険年金課の所管部分です。このうち、228 番、229 番、232 番は医療費の自己負担分を助成する事業の増額補正となっております。まず、228 番の小児特別医療助成費です。補正予算額が 7,009 万 1,000 円です。令和 6 年度の当初予算は過去 3 年の実績と令和 6 年 4 月から始まった小児医療費無償化に伴う追加の負担額などを見込んで計上しておりました。当初見込んでいた以上の助成額が見込まれるために増額補正予算をお願いするものです。財源内訳の国県支出金のうち、1 億円はこの事業が子育て世帯への経済的な支援事業であることから、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することとしておまして、残りは県の補助金となっております。

続いて 229 ひとり親家庭医療助成費、646 万 5,000 円と 232 番の未熟児養育医療助成費、131 万 7,000 円につきましては、令和 6 年度の当初予算は過去 3 年の実績を踏まえて計上しており

ましたが、当初見込み以上に助成額が見込まれることから増額の補正予算をお願いするものです。保険年金課は以上です。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内でございます。すみません。1つ説明をし忘れているものがありましたので、改めて説明をさせていただきたいと思います。本日お配りの資料1、この補正予算説明資料のほうを御覧ください。20ページになります。繰越明許費の説明でございます。事業名が住民税非課税世帯物価高騰対策給付金事業費ということで、予算書のほうは154ページで記載しております。この繰越明許の中身でございますが、令和6年度に住民税非課税世帯に対して1世帯3万円、予算では2万2,000世帯を見込んでおりました。18歳以下の子供1人2万円ということで、2,600人分を見込んでおりました。予算額としては7億1,200万円を扶助費として予算を計上しておりました。そのうち、9割分が令和6年度に執行できて、残り1割が次年度の執行になるだろうということで、繰越理由の内容のところに書かせていただいております3万円の世帯給付の分は2,200世帯、こども加算の2万円の分については260人分を繰り越す予定ということでしております。

ただ、今現在それ以上に執行のほうが進んでおりまして、参考ということで御報告をさせていただきます。今現在も支給済が世帯3万円の分については1万9,726世帯が済んでおります。あと、こども加算の2万円についても2,273名の支給が終わっておりまして、対象世帯の見込みから支給済を除きますと、合わせて4,100万円ぐらいの繰越しで済むんじゃないかという見込みですが、この予算を立てた当時は1割分を繰り越すということで、計上させていただいております。福祉部の説明は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきましたが、ちょっと時間の関係で、ここで一旦休憩を取りまして、13時から再開したいと思いますのでよろしくお願いします。

午後 11 時 57 分 休憩

午後 12 時 59 分 再開

◆勝田鮮二委員長 それでは再開いたします。議案第28号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を先ほど午前中でいただきました。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 174番の包括支援センターの64名、10の支援センターにおられて、どっかの包括支援センターでケアプラン数が増えて1名増となったっていう報告でした。ケアプラン数の増っていうことは分かりやすいことなんですけど、ケアプランが増えるっていうこと、その包括支援センターの置かれてる状況はどういうところなんだろうかなって思うんです。周りに事業所があんまりないのかなとか、ケアプランの数が増えるっていうことで、ほかの業務はどういう状況になっているのかっていうようなことをちょっと教えていただきたいなと思ってです。

◆勝田鮮二委員長 藤木所長。

○藤木尚子中央包括支援センター所長 中央包括支援センター藤木です。御質問いただきました

内容として、プランの増加に伴って周囲の居宅の介護の支援事業所等に協力が得れないかということと、あと、ほかの事業等の進捗状況ということに影響がないかということかなと思って伺いました。居宅介護支援事業所等にも予防プラン、包括支援センター要支援の1、2の方のプランは中心に作成させていただいているところなんですけど、周囲の居宅介護支援事業所、それからその圏域を超えた居宅介護支援事業所においても予防プランの委託を受けていただくということは、状況に応じては可能になりますので、センター内の状況等も加味しながら委託という形を選択したり、まずは、初動としては包括センターも地域にどういった方がおられて、どのようなサービスを必要とされていらっしゃるのかという状況を把握するためにも初動のほうは一緒に動かさせていただいたりとかというようなやり方で進めているところが現状ですので、圏域に限らず、そこ以外の居宅介護支援事業所さんとも声を掛け合いながらという形で進めているのが実態だということです。

それからほかの業務に係る部分になりますが、包括支援センターには法的に3職種という保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーという職種を置いて改めてあと、介護予防支援事業所としての位置づけがあるので、これだけの、それぞれの人数の配置をしているところになります。主にはその3職種を中心に、地域に出かけるその啓発の活動、介護予防であったりとか、重症化予防のお話、それから虐待などのお話であったりとか、地域から要望に応じて出かけてお話をさせていただいたりというようなことも実際声をかけていただくことの機会も増えまして、令和4年度、5年度でちょっと比較しますと、件数的にも伸びているというのが実態になっています。認識をいただくことが多くなってきたかなというところで、地域の民生委員さん等の団体さんをはじめ、それから社会福祉協議会の地域支援コーディネーターさんとも一緒になってというような形で、いろんな機関と一緒に進めていっているような状況は現在あるかなというところです。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 何年目かになってきてるところもありますので、その辺が地域との連携が取れてきているのかなって思いますが、訪問件数とか、ネットワークをつくっていくとかいうようなことで、支障が出てるといえるようなことは心配しなくて大丈夫でしょうか。

◆勝田鮮二委員長 藤木所長。

○藤木尚子中央包括支援センター所長 中央包括支援センター藤木です。訪問においても連絡等をいただいたら即対応という形で、所内で検討して対応していくというような流れをくんでおりますので、業務のほうに何か支障がというようなことは現在の状況では伺っていないところはあります。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 すみません。繰越明許費の関係で住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金なんですけども、先ほどの説明の中でも約9割が終わられて、あと1割程度がこの令和6年度内に給付ができないものを令和7年度へ繰り越すというふうにお聞きしたところなんですけど、これのちょっと説明のときに私が聞き漏らしていたかどうか、その遅れる理由といいますか、なぜ、この年度内で全部終わらなくて、繰越しになったかっていう辺りをちょっともう一度

お願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内です。今、繰越のそもそも理由ということでお尋ねいただきました。この住民税非課税世帯物価高騰対策給付金というのは、国の事業に呼応してということで、これが令和 7 年 1 月の臨時議会で提案させていただいて、予算のほう通させていただきました。なるだけ早くということで、こちらのほうもそういった議会のほうの御協力もいただいて、臨時対応ということで予算計上させていただきました、1 月 30 日に初回の対象者の方の振込を、ちょっと数はうろ覚えなんですけど、約 1 万 8,000 世帯ぐらいには、もう初回到振込を完了いたしました。

その後、いわゆる対象になるであろう方に、いわゆる確認書というものをお送りして、今、順次、それを受け付けて支給をしているという状況でございます。以前の給付金の際にも、その確認書が届いてから大体 3 か月間ぐらいはその手続の期間を設けるようにというような国の指導もございまして、今現在もまだ追加の方とか、これから転入者の方については、いわゆる行政照会といいまして、転入前の自治体に確認作業も今やりながらやっているとところでございます。そうしますと、発送するのがまた 3 月にもずれる方もいらっしゃるしまして、そういう方々を 3 月 31 日の期限で切ってしまうというわけにもいきませんので、そういう方も一定数いらっしゃるということを見越して、繰越しという対応を取らせていただくということでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 よく理解できました。ちょっと私の知り合いの方が、その転入者の方で、まだその確認のものが来てないというところで、非常に不安がってる方がいたもんでして、なので、この繰越しというのを聞いたときに、実際今後についてどうなるだろうかといいところがあったので、質問いたしたところです。転入者の方は、これから確認書のほう送られるということでもよろしかったと思いますけども、了解いたしました。ありがとうございます。

それから続けて。

◆勝田鮮二委員長 関連ですか。

◆岡田 実委員 関連ではないです。この件についてはありがとうございました。

◆勝田鮮二委員長 はい、どうぞ。岡田実委員。

◆岡田 実委員 続けて、すみません。障がい福祉事業所の物価高騰対策の応援金についてでございます。資料、今日いただいた説明資料 1 の 21 ページのほうで説明していただきました。障がい福祉課によります障害福祉事業所の物価高騰対策応援金というところなんですけども、これ、各事業所に対してプッシュ型でするものなのか、申請を待つようなものなのかというところの確認が 1 点と、それから対象の事業所なんですけども、これ以外に漏れはもうないのかなといえますか、これが本市の中での対象全てに当たってる事業所なのだろうかと。資料のちょうど中央付近なんですけども、地域生活支援センターが 2 事業所、それから相談支援委託事業所が 7 事業所、それから地域生活支援事業所と、ここが 34 か所というところなんですけども、これが全てなんだろうかと、要は漏れがないのかなというところの質問でございます。お願いし

ます。

◆勝田鮮二委員長 枅谷課長。

○枅谷承文障がい福祉課長 障がい福祉課枅谷です。事業についてプッシュ型か、申請持つものかという御質問と、対象事業者に漏れはないのかという御質問だったと思います。まず、給付の方法ですけども、案内をした後に申請をいただきまして、申請をいただいた段階で、もう交付決定は省略して、それをもって支給できると。そういった仕組みにしておりますので、大分簡略化して申請の意思さえいただければ交付できる仕組みにはしているところでございます。

もう 1 点、対象事業者についての御質問ですが、障害福祉サービスは、障がい福祉者のサービスと児のサービスと、あと、市町村が独自に行う地域生活支援事業って、3つの事業がございます。この市町村が独自に行うこの地域生活支援事業につきましては市町村が認定をするものになりますので、認定事業所は我々のほうで把握しとるところでございますので、漏れはないということでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 所属別事業一覧の 22 ページの 219 番生活困窮者自立支援ですね、それで先ほどの御説明で、減となったのは利用者が減ったのかなというふうに聞いたんですけど、これは減になったのは利用者が減ったということで理解してよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課西垣です。利用者の減でございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 この利用者の減というのは、特に何か感じるものがあるのか、何かこういう理由があるんだろうなというのはありますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 ちょっとマイクが入ってなかったみたいで。もう一度。

◆平野真理子委員 先ほどの減になったということで、その減になったのは何かこういう理由で減になったんだなということってあったら教えてください。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課西垣です。まず、就労準備支援事業のほうですけども、なかなか一般就労が難しい方を対象としております。なかなかそういった方、事業に声掛けはしておるんですけども、ケースワーカーのほうが積極的に声掛けはしておるんですけどもなかなか、今まで就労したことがない、働いたことがないという方が多くいらっしゃるようで、二の足を踏まれてなかなか事業のほうに御参加いただけないというところもございます。

あと、子どもの学習支援事業のほうですけども、こちらのほう、母子世帯の方、ひとり親の方が、お子さんがいらっしゃる方を対象として、小学校高学年から中学生を対象にしてるんですけども、母子世帯の方、ひとり親世帯の方で減少ということもございまして、声掛けはしておるんですけども、なかなか利用者の増加にはなかなかつなげていないという背景もございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい、分かりました。ありがとうございます。次ですけども、ねんりんピ

ック推進事業費のところなんです、このボランティアの方がかなり多くて、職員のこの手当がなかったということでこうやって減の結果になっていきますけども、このボランティアはどのぐらいの人数いらっしやったでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 小谷室長。

○小谷昇一ねんりんピック推進室長 ねんりんピック推進室の小谷です。ねんりんピックの当日運営に係るスタッフ数っていうものをざっくり説明いたしますと、1 日当たり 1,000 名のスタッフで運営してました。その中で、市職員はおよそ 300 名、ボランティアが 700 名という形になります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 しっかりこのボランティアの方が出たくださったということは、すごい盛り上がった理由にもつながってると思いますし、本当によかったと思います。大変長いこと準備されて、でも、天気も大変でしたけども、大成功で本当によかったと思います。ありがとうございました。

続けての質問なんですけれども、172 番の外国人介護人材確保支援事業のところ、2 人ということであつたんですが、このやっぱり外国人を定着させていくっていうことでこの取組されているようなんですけども、本市ではこの外国人介護人材っていうのは全部でどのぐらいいらっしやるでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 長寿社会課松本です。外国人人材の、介護人材の全体数については、申し訳ございませんが把握をしておりません。ただ、この事業 6 年度からスタートしております、それで各法人さんのほうにも御紹介させていただいて、また、7 年度には新たに外国人材を雇用されるというような法人さんもおられるとお聞きしておりますので、今後活用していただけるようにはしていきたいなと考えておるところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 ありがとうございます。そういった外国人の介護の人も増えてくるのかなと思いますので、よろしくお願いします。最後に、162 番の地域医療介護総合確保事業補助金、先ほど事業所さんが 1 つ減ったっていうふうな御説明だったと思うんですが、どこのっていうことはないんですけども、その減った理由っていうのはどういう理由があつたのでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 はい、松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。この 1 法人、事業を延期されたといひますか、法人さんは、最初はこの予算を計上するときに、整備についての意向調査を行います。それでそのときには、意向調査ですので、可能性があればお答えをされるような形になっておりまして、やはりその後法人内でいろいろ整備費とか、整備の内容ですとかをお話しされる中で、もう少し充実させていきたいということで、もうちょっと整備の内容を充実したり、予算のことですとかをお話しされて、結局 6 年度はちょっと見送られて、7 年度にまた新たに意向調査のほうに回答しておられまして、整備のほうも充実した内容にしておられましたので、そういったところで今回は、6 年度は見送られたということになっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 岩永委員さんが言われたのとちょっと重なって申し訳ないんですけども、包括支援センター運営事業費ですね、174 番のところですけども、これ実際は社会福祉協議会、南包括とかでやられていると思うんですけども、それで今回補正で上がってるわけでございますけれども、何ぼ社会福祉協議会に出しとるとはいつても、光熱水費や人件費なんかの高騰もあると思われるので、その辺はしっかりと考慮されてるのか、ちょっと確認をさせてください。

◆勝田鮮二委員長 藤木所長。

○藤木尚子中央包括支援センター所長 中央包括支援センター藤木です。法人さんのほうに委託を出させていただきまして、社会福祉協議会さん以外でも、あすなろ会さんであったりとか、賛幸会さん、種々あります。それで、このたびの補正の中身につきましても、人件費だけではなく事業費ということで、光熱水費加味した形で計算をさせていただいておるところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 さっき、平野委員さんが質問された生活保護の被保険者就労支援事業費と子どもの学習支援事業なんですけど、こないだ、令和 7 年度の事業についても、人数も、最初、想定人数が大体これくらいということが出ていました。それで、当初予算の今までの実績見ると、学級支援は 18 人とか、就労準備支援は 88 人で予算を立てとったと。それで、実態としてどのくらいの人数になったからこれだけ減らさんといけん状況になっているってということじゃないかと思うんですけど、その辺の実態を、ちょっと数的なものを教えてください。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課西垣です。まず、就労準備支援事業のほうですけども、2 月補正をさせていただいた時点での年間の見込み数を捉えているんですけども、これが 69 人ぐらいというふうに考えております。それで、まだ最終確定、決算数字ではございませんので 69 人ぐらい。それで、子どもの学習支援事業につきましては、今のところ 9.5 人ぐらいの人数となっております。これが延べ人数で、数字を取っておりまして、年間の利用件数割る 12 か月をしますと 9.5 人ぐらいになるんですけども。まだ年間の合計の利用者数というのは、まだ捉えておりませんので現在の延べ利用数を月で割り戻しますと、このくらいという数字になるというところでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 予算の立て方が 18 人ってなっとなつて、今のは平均利用児童数が 9.5 人という実績ですということなのかなと思うんですけど、母子家庭の人数も減っているということも影響しているかと思うんですが、就労準備支援事業なんですけど、この就労支援につなげるために生活保護のケースワーカーさんやそれから就労支援相談員さんがおられて、ハローワークに行ったり、それから事業所に行ったりっていうような支援をしていらっしゃるんだと思うんですけど、なかなかつながっていかない人たちがおられて、その辺のこの事業に載せていくという、言い方おかしいけど、この事業を利用していく援助をする人たちが本当はもっとたくさんおられるんじゃないかなって思ったりするんですけど、その辺の選び方というか、本人がその気に

ならないといけないという部分もちろんあると思うんですけど、ちょっとそこら辺を教えてください、それから就労支援相談員さんとの連携の仕方というところをちょっと教えてください。

◆勝田鮮二委員長 はい、西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。生活福祉課西垣です。後半の就労支援相談員とこの就労準備支援事業との連携の仕方、関わりでございます。対象としている層が異なっております。就労支援相談員の方が関わる方というのは、基本的に自分でハローワークに行ったりとか、自分でお仕事を探すことができるような方、基本的にそういった方を、あと、就労支援専門員の方がサポートしながら実際の一般就労につなげていって、就労準備支援事業のほうは、今まで働いたことがないとか、働いても長続きしないとか、なかなか就労が難しい、一般就労が難しい方を対象としております。ですので、まず、就労支援相談員とこの民間委託しております就労準備支援事業の対象となる方が重なることはまずないという状態でございます。それで、なかなか次に今まで仕事をされたことがないとか、仕事をしても長続きしないとかという方につきましては、確かに稼働年齢層を対象しているんですけども、いらっしゃるのはいらっしゃるんですけども、近年は高齢者世帯も増加をしております、なかなか対象となる層というのは減ってきているという状況ではあるんですけども、お声掛けはさせていただいているんですけども、なかなか今まで働いたことがないという方に対して、一歩踏み出していただくということが、なかなか難しいようなところではございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 最近、生活保護を受けていらっしゃる方で仕事を始めたけど、なかなかうまくいかないという方にお会いしたんですよ。それで、その方のお話でいくと、就労支援相談員の方との関わりの人なんだろなって理解したんですけど、今のお話で。でも、あんまりお話の中で就労支援相談員の方の関わりが出てこなかったもんですから、私はちょっと間違えてました。同じ人が対象なんかなって思っていたんですけど、今の説明で分かりましたが、また、個別に相談しますが、もっと関わっていただきたいなと思ったケースの方がいらっしゃるんで、ぜひ支援をお願いします。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 すみません。失礼します。一覧表の 214 番です。国民健康保険団体連合会負担金（障がい児対象分）なんですけれども、今回、補正で 7,000 万余りになっているんですけど、これは国保の連合会のほうの負担金なんですけれども、児童なんかが減っている状況の中で、これ毎年こういう予算が上がっているように感じておるんですけども、計算方式は結構複雑なのかもしれませんが、この要因についてはどのように考えておられるのか、お教え願えんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 枅谷課長。

○枅谷承文障がい福祉課長 障がい福祉課枅谷です。いわゆる、児のサービスになります。児童発達支援、幼少の頃に集団生活がちょっと難しいという方について、保護者の方が専門機関に相談して、それに対応するようなもの。また、放課後等デイサービスっていうのは、学童の受

入れがなかなか難しい方が事業所のほうで受け入れられる。あと、保育所等訪問支援等々ですね、相談員が学校等に同行して、集団生活の様子を見ながらその子のよりよい対応っていうのを保護者、また、教員等と相談してやっていくということになりまして、実際、放課後等デイサービスが結構伸びている状況が続いております。

その要因というのが何とも難しいところではあるんですけども、いわゆる支援の必要だった子に支援が行き届きつつあるのかなという、そういった観点で見えておまして、実際、放課後等デイサービスについても、まだ、事業所がちょっと足りない、ニーズに対してまだ足りてない状況がありますので、もうしばらくは少し増加傾向が続くんではないかというふうな考え方をしております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 分かりました。来年度の当初予算も 9 億 1,000 万余り御計上されておるようでして、目の届かなかった方に届いているということで、単純に子供の数がどううちゅうんではなくて、しっかりした福祉ができているという感想を受けました。今後もしっかり目が届くようなことを要望して、意見として終わりたいと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。228 番の小児特別医療助成費に重点支援地方交付金活用事業が 1 億円分活用されているんですけど、県の事業で市も負担をしてっていう事業、令和 6 年の 4 月から始まったんですけど、例えば、先ほど今年は住民税の非課税世帯物価高騰対策給付金事業費が住民税の非課税世帯にしか、この対策事業費が充てられなかったんですけど、例えば重点支援地方交付金活用事業でもって均等割世帯に物価高騰対策給付金を支給しようというこの 2 月補正でもってね、検討はされなかったんでしょうかという、結果として出てないんですけど、検討はされなかったんでしょうかということをお伺いしたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 岩永委員のほうから、先ほどちょっと説明いたしました非課税世帯の給付金事業、これまでは均等割の世帯も対象としておったところが、このたびは非課税世帯のみということで、先ほど申しました 1 月に臨時議会のほうで予算のほう通していただいて、今、執行しておるわけです。そのときにもこの均等割のにも拡大したほうがいいんじゃないというようなお話もいただいております。

その 1 つ理由といたしましては、全額こういった重点支援地方交付金という国の財源を充てさせていただくということで、その中で、本市の中で様々な事業に取り組む中でこういった交付金を充てていくという市の方針の中で、今、ちょっとこの今、例に挙げていただきましたこの小児特別医療の重点支援地方交付金というものが、これがある 5 年の繰越分ということで、ちょっとそれが直接このたび物価対策の交付金とメニューが一緒なのかどうか、ちょっと今、私、判断できてないですけども、考え方といたしましてはその限りのある国からの交付金を市のいろんな政策に充当していくとか、充てていくという中で、様々な市の重要な施策の中に充てられる中でこのたびは国の交付金の支給要件どおりに非課税世帯のみにさせていただいたということでございます。

ちょっとこの 228 番のこの交付金活用事業というのが同じ財源の中かどうか、ちょっとごめんなさい、判断できてないところがございます。すみません。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 小児特別医療費は、令和 6 年 4 月から始まってこれからずっと資金をやりくりして、支給していかなきゃいけないものだから、何か交付金を使うんじゃないかと、財政の中でやって、それで、それはもっと別のところで、同じ活用できるかどうか私も分かってないんですけど、均等割に物価高騰対策ということで活用して、やっぱり令和 6 年 4 月からずっとやっていくものは、市の財政の中でやりくりするというふうにしたほうが、覚悟を決めてやりくりするっていうふうにしたほうがいいんじゃないのかなって思ったものですから、これを引き合いに出して、ごめんなさい。でも、ほかのところにもいろいろ交付金が使われているものですから、どうかなって思いました。意見です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 28 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 31 号令和 6 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第 4 号）（説明・質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第 31 号令和 6 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算の説明をお願いします。池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。それでは国民健康保険費特別会計の補正予算についてですが、資料は所属別事業一覧の 65、66 ページをお開きください。まず、初めにナンバー 1～7 番まで事業勘定について御説明をさせていただきます。4 番の国民健康保険費（事業勘定）、（直診勘定）への繰出しと記載してありまして、補正予算額としましては 1,071 万 8,000 円です。このうち、1,002 万 3,000 円は僻地直営診療所の赤字に対する運営費に係る補助を受けることができましたので計上したものです。国保の特別調整交付金ですが、一度、事業勘定で受け入れた上で直診勘定へ繰出す必要があるため、関連して事業勘定と直診勘定の補正予算を計上しております。僻地直営診療所の赤字に対する運営費に係る補助は、半径 4 キロ以内にほかの医療機関がない、あっても週 3 日以下の医療機関などの条件にある医療機関であって、4 月～12 月の間の支出額が繰越金などを除いた収入額を超える場合、その一部 2 分の 1 の額が交付されるものとなっております。佐治診療所の運営状況は、人口減少などにより診療収入が減少傾向で厳しい状況にはなっておりまして、昨年度に引き続き交付申請をしております。

続きまして 8 番～10 番、これが直診勘定です。こちらにつきましては全て財源更生によるものの補正予算となっております。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 質疑なしと認め質疑を終結します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 31 号令和 6 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 32 号令和 6 年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算（第 1 号）（説明・質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 次に議案第 32 号令和 6 年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算の説明をお願いします。松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 長寿社会課松本です。それでは令和 6 年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算、議案第 32 号について説明させていただきます。同じ資料の続き 67 ページを御覧ください。この貸付事業につきましては、高齢者住宅資金貸付につきましては平成 19 年度以降、それから障害者住宅整備資金貸付につきましては、平成 15 年度以降新規の貸付けがないというのが実績でございます。今年度につきましても同じく新規の貸付けが見込めないという状況でございますので、実績見込みにより減額補正をさせていただくものです。1 番～3 番までそれぞれ事業の実績がないということで減額させていただいております。

また、4 番の一般会計繰出につきましては、過年度分滞納分の元金と利子分の収入など実績見込みの額で 122 万 9,000 円増額をさせていただいております。また、障害者住宅整備資金につきましては、新規貸付け、未収金等ございませんので、全ての予算を減額させていただいております。この高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業につきましては、先ほども説明しましたが、近年新規の貸付けがございません。現在、高齢者住宅資金貸付分について 6 件分で 292 万 9,000 円の滞納額がありまして、その徴収業務のみを行っている状況でございます。後ほど附議案の 48 号と 62 号にも関連するのですが、これまでの事業実績等を踏まえまして、今年度末でこの事業を廃止させていただきたいと考えております。

続いて、その事業の目的のために設置しております高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業特別会計ですけれども、これを廃止しまして、令和 7 年度以降は一般会計に移行したいと考えております。また、附議案の 48 号と 62 号において、関係条例の改廃を提案しておりますので、そこでも御説明させていただきたいと思います。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑はございますか。質疑なしと認め質疑を終結します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 32 号令和 6 年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 34 号令和 6 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第 5 号）（説明・質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 次に議案第 34 号令和 6 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算の説明をお願いします。松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 長寿社会課松本です。それでは続きまして議案第 34 号令和 6 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算について説明いたします。同じ資料の 69 ページを御覧ください。主なものについて説明させていただきます。1 の事業費についてです。補正額 666 万 5,000 円の減額となっております。これは令和 6 年度の介護報酬改定に伴うシステム改修費に必要な経費としまして、6 月補正で予算を措置をしたところですが、改修内容が保守の範囲でできたということで費用が発生しなかったことに伴いまして、実績により減額をさせていただくものです。

続いて 4 番の介護サービス費等諸費についてです。補正額は 2 億 4,670 万円の増額です。これは介護サービス費等諸費の実績見込みによる増額となっております。先ほど、一般財源補正予算の介護保険費特別会計の繰出事業のところの説明で、介護給付費の財源について一般財源から交付金に振り替えたということで、一般財源が減額になったということを説明させていただきました。このことにつきまして改めてここで説明をさせていただきたいと思います。

まず、この介護サービス費等諸費の財源内訳のところを御覧ください。この介護サービス費等諸費は、国県、その他が保険料になりますが保険料、一般財源を財源としております。令和 6 年度の当初予算編成におきましては、この財源の 1 つであります国の交付金について、交付額が決定していなかったことから、この一般財源を財源として充てて予算編成をしておりました。今回、2 月補正において国の交付決定額を基に交付金を財源として充てましたので、その分が一般財源減額になっているということになっているものでございます。

同じことが、この下の 8 の重層的支援体制整備事業費繰越金と 9 の訪問型・通所型サービス事業費についても同様でして、事業費全体は増額補正となっておりますけれども、その他の財源、介護保険料になりますが、介護保険料が減額となっております。これにつきましても同じく当初予算では財源となる国の交付金額が決定しなかったために、介護保険料を財源として予算編成をしておきまして、今回の 2 月補正で国の交付金決定額を基に介護保険料から交付金に財源を振り替えたことによるもので減額になっているものでございます。

続いて 70 ページを御覧ください。11 番の在宅医療・介護連携推進事業費（事業運営費）についてです。補正額は 553 万 9,000 円の減額となっております。こちらは東部医師会への委託事

業のうち、多職種連携事業が県の地域医療介護総合確保基金事業補助金の対象事業となりましたので、この補助金の額 500 万円とその他事業実績の見込みにより委託料が減額になったことによる減額補正となっております。私のほうからは以上ですが、続いて中央包括支援センターの所管の部分について説明させていただきます。

◆勝田鮮二委員長 藤木所長。

○藤木尚子中央包括支援センター所長 中央包括支援センター藤木です。同じ資料の 70 ページになります。番号が 12 番、13 番になります。12 番が認知症地域支援・ケア向上事業費、それから 13 番が認知症初期集中支援推進事業費となります。要求額としましては、まず、ケア向上事業のほうで 232 万 9,000 円の減額、もう 1 つの初期集中支援事業につきまして 230 万 3,000 円の減額というふうになっております。この 2 事業でほぼ同額の金額が減額というふうになっておりますのは、各 10 の地域包括支援センターに認知症の地域支援推進員という職員が配置されるようお願いをしているところなんですけれども、年度当初の当初配置に至らない包括が 1 か所あったところで、この 1 月から配置というふうに対応されたことに伴いましてそれぞれの事業から予算を捻出していたところがありましたので、この人件費分の減額ということで、合計 463 万 2,000 円の減額というふうにさせていただいております。人材がちょっと不足されているという状況もありまして、なかなかこの推進委員としての配置というのが難しかったというところが理由になりましたが、年度当初からどの職員が配置可能なんだろうかというところを法人さんのほうも探していただいていた状況というのがありまして、これで全て包括支援センターに配置という形ができたというところになります。私のほうからは以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 認知症地域支援推進員さんは、どんな資格を持った方ですか。

◆勝田鮮二委員長 藤木所長。

○藤木尚子中央包括支援センター所長 中央包括支援センター藤木です。要件といたしましては、認知症の医療や介護の専門的知識や経験がおありの医師とか、保健師とか、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、あと、介護福祉士など、そういった専門の職種であったりとか、この職種以外でも認知症の医療とか、介護の専門的知識を要されていて、経験があるというふうに認めたものというふうになっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 認知症に理解があるだけではなくって、その専門職、何らかの専門職持っておられないといけないということではなかなか配置は大変だったんだろうなって思います。全ての包括支援センターに配置できたってことでよかったなと思います。その方の人件費、1 月からその方はどういう給与になるんですか。

◆勝田鮮二委員長 藤木所長。

○藤木尚子中央包括支援センター所長 中央包括藤木です。ちょっと先ほど出されているのは非正規ということではなくて、その法人で採用されていらっしゃる職員さんが配置を、こちらの包括の中にされるという形で進めていただいているものです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 34 号令和 6 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 38 号令和 6 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 3 号）（説明・質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 次に議案第 38 号令和 6 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算の説明をお願いします。池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。それでは資料のほうは所属別事業一覧の 75 ページをお開きください。このたびの補正予算は事業実績見込みによる減と財源更正となっております。1 番～3 番の中で 3 番の後期高齢者医療広域連合納付金ですが、金額としまして 3,311 万 8,000 円の減です。この納付金は、鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、各市町村がそれぞれ集めた保険料と一般会計から繰入れする保険料軽減の基盤安定負担金を合わせて納付するものです。保険基盤安定繰入金が減となる見込みになったため、減額の補正予算を計上しているものです。後期高齢者医療保険料では所得の少ない方や会社の健康保険などの被扶養者であった方について、保険料を軽減される制度となっております。その軽減した部分について県のほうで 4 分の 3、市のほうで 4 分の 1 を負担することとなっております。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑はございますか。質疑なしと認め質疑を終結します。討論はございますか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 38 号令和 6 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 48 号鳥取市特別会計条例の一部改正について（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは続いて先議分以外に入ります。議案第 48 号鳥取市特別会計条例の一部改正についての説明をお願いします。松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 長寿社会課松本です。議案第 48 号鳥取市特別会計条例の一部改正につきまして説明いたします。附議案では 49 ページでございます。説明のほうは資料 2 の令和 7 年 2 月定例市議会福祉保健委員会附議案等説明資料で行います。資料の 2 ページを御覧ください。鳥取市特別会計条例の一部改正の新旧対照表を載せております。先ほど補正予算のところで御説明いたしましたとおり、令和 6 年度末で高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業を廃止することに伴いまして、当該事業のために設置しておりました鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸

付事業費特別会計を廃止することになりますので、これまで鳥取市特別会計条例第 1 号、第 5 号の当該特別会計の規定に係る部分を削除するという改正になっております。改正条例の施行日は令和 7 年 4 月 1 日となります。説明のほうは以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や、字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 54 号鳥取市無料定額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（説明）

◆勝田鮮二委員長 次に議案第 54 号鳥取市無料定額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明をお願いします。西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課西垣です。それでは議案第 54 号鳥取市無料定額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。同じく資料は 3 ページ目でございます。議案の概要に記載していますとおり、無料定額宿泊所は社会福祉法に基づく社会福祉居住施設であります。入居申込者に対しては、運営規定などの重要事項を記載した文書を交付して説明する必要がありますが、このたびこの交付方法に関する部分について改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、文書の交付方法について、従来は紙によるほか、磁気ディスク、光ディスクなど電磁的な方法を具体的に定めておりましたが、今後新たな技術が開発される可能性を踏まえまして、特定の記憶媒体を指定しない抽象的な電磁的記録媒体という名称に変更するものでございます。改正の背景ですが、県や中核市では無料定額宿泊所の設備及び運営に関する条例を定めることとなっておりますが、本市では厚生労働省令である無料定額宿泊所の設備及び運営に関する基準を基に定めておりますが、このたび省令が個別の記録媒体の名称から抽象的な表現に改められたことから、本市でも条例の一部改正を行うものでございます。

なお、省令の改正は 1 年前の令和 5 年 12 月 26 日でありました。本市の条例の一部改正が遅くなりましたことをお詫びいたすところでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 62 号鳥取市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について（説明）

◆勝田鮮二委員長 次に議案第 62 号鳥取市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例の廃止についての説明をお願いします。松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 長寿社会課松本です。それでは議案第 62 号鳥取市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について説明いたします。説明のほうは同じ資料の 6 ページ～7 ページになります。まず、初めに 6 ページを御覧ください。この廃止条例につきまして、詳しく御説明させていただきたいと思います。

まず、1 です。この条例の概要についてですが、この条例は昭和 48 年に制定しまして、平成 6 年に老人という言葉を高齢者とする用語に改正するなどの改正を経まして、高齢者及び障害者の居住環境を改善するための資金の貸付けを行うことを目的とするものとなっております。所管は高齢者住宅整備につきましては長寿社会課が、障害者住宅整備につきましては障がい福祉課が担当となっております。

2 の事業の実施状況につきましては、先ほど御説明いたしましたが、改めまして高齢者住宅貸付については平成 19 年度以降、障害者住宅貸付につきましては、平成 15 年度以降新規の貸付はない状況でございます。両方の貸付けに係る市の償還事務もございません。現在は高齢者貸付についての滞納徴収業務のみを行っている状況で、令和 6 年度末時点での貸付残高は 6 件で 292 万 9,000 円となる見込みでございます。

3 の条例と特別会計の廃止につきましては、近年の事業の実施状況ですとか、鳥取県社会福祉協議会に同じ事業の目的で本市よりも有利な条件で貸付けを行う生活福祉資金という事業がございまして、この事業を御利用されている方もおられますので、こういった他に同じような事業があるということも踏まえまして事業を廃止し、鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付条例をこのたび廃止しようと考えております。事業を廃止しまして、条例を廃止しようと考えております。また、当該貸付事業のため設置していた特別会計を廃止しまして、令和 7 年度以降は一般会計に移行し、徴収業務のみを行うこととなります。

続いて 7 ページに、これまでの実績、令和 7 年 1 月末現在での実績となりますが、まとめたものを掲載しております。高齢者住宅整備資金貸付事業につきましては、貸付総額 13 億 55 万円、1,146 件の貸付件数の実績がでございます。貸付期間は昭和 48 年～平成 18 年、貸付の残高は 292 万 9,000 円で 6 件分でございます。障害者住宅整備資金貸付事業につきましては、貸付総額が 1 億 844 万円、貸付件数 57 件でございます。貸付期間は昭和 56 年～平成 14 年で貸付残高はございませんということになっておりまして、この事業の廃止に伴いまして、鳥取市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例の廃止を提案しております。説明のほうは以上です。

◆勝田鮮二委員長 本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 なしということで確認しました。

請願

令和 7 年請願第 1 号 加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的補助制度創設を求める意見書の提出を求める請願（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 続いて請願審査に入ります。令和 7 年請願第 1 号加齢性難聴者の補聴器購入に掛かる公的補助制度を創設を求める意見書の提出を求める請願について委員の皆様から質疑、意見等はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 まず、身体障害者福祉法によって高度・重度の人は補装具支給制度によって補聴器を 1 割負担で支給されるというふうになっているんですけど、この高度・重度の程度、聞

こえの程度ですね、これはどのような程度なのでしょうか。障がい福祉課長に聞いております。

◆勝田鮮二委員長 枅谷課長。

○枅谷承文障がい福祉課長 障がい福祉課枅谷です。岩永議員が言われた高度・重度補装具の対象になるというような意味での御質問と思われます。補装具の対象となりますのは、身体障害者手帳の交付対象者ということになります。それで、聴覚の場合、一番軽いもので 70 デシベルの音が聞こえないということが医師の診断で確認できれば身体障害者手帳の発行の対象になるということでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 70 デシベル程度といいますと、耳元に口を近付けないと大声でも聞き取れない程度というふうな資料がありました。それで、ここに中等度 40 デシベル以下の場合は、身体障害者の補装具の対象にならないということで、よく中等度 40～70 デシベル未満、さっきの身体障害者手帳の該当にならない部分ですね、その部分が高齢者の難聴者と言われる方々が多いというわけです。ですので、身体障害者手帳で出る補聴器の対象にならないということです。もう 1 つ、この後、認知症施策推進計画の説明をいただくんですけど、その 9 ページに認知症と聞こえの関係についてということで、環境等をよくすることで認知症を改善する可能性が高いというふうに 9 ページに書かれています。補聴器等で聞こえをよくすることがそこに入ってくるんでないかというふうに思うんですが、担当の課長さん、御意見をお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 長寿社会課松本です。長寿社会課としましても、聞こえづらさといいますか、聞こえのフレイルといいますか、聞き取りにくいことは認知症の原因になるというようなところも考えているところでして、現在、公営のセルフチェックというようなチラシを作らせていただきまして、その中にも認知症、聞こえにくいまましていると認知症発症の危険因子の 1 つと言われておりますよというような啓発の内容も含めて啓発をさせていただいているところでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。ここに書かれています加齢性難聴者、身体障害者手帳に該当しない 40 デシベル～70 デシベルと言われる難聴者に対して補聴器購入の公的補助を求める意見書を国に出してほしいという請願です。まず、身体障害者手帳に該当しないということ、それから認知症の予防として大きな可能性を持っている補聴器をやっぱり加齢性難聴の方に安く支給できる、安く、本当に高いということもここに書かれています。安く支給できるように国の制度をつくってほしいという意見書は、ぜひ国に上げていただきたいというふうに思います。

県内の制度をつくった状況が書かれていますが、2024 年の 11 月の時点で、全国では 375 の自治体がこういう制度をつくって補助を行っております。なかなか国の制度ができない中で、各自自治体でつくっているということですが、逆に言えば、国の制度をつくってできていない市町の高齢者に対して補助を出すようにしていけば大いに全国で改善、喜ばれるものだと思いますので、ぜひ御賛同をお願いしたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 この請願理由のところの7行目ですか、私たちは専門医や技能者との補装具購入の前のところから医療費の抑制にもつながるものと考えますというところ、書いてありまして、そうだなというふうに私も思いますが、このことがこの請願の提出の意見書の提出を求める請願というところには表れてないような気がするんです。この加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的補助制度創設ということで、購入というところまで行かないとこの助成制度というのが発揮されないのかなというふうに思います。やはり先ほど松本次長のほうからもありましたこのフレイルの観点からも啓発が大事だということで、まず、補聴器、この聴覚補聴器といいますかね、こういうところに積極的に買い求めていくようなそういった状況、環境整備をすることが必要なんじゃないかなというふうに思います。そのことで早期発見、早期治療といいますか、対応することでこの難聴から認知症の予防になっていくのかなって、そこが大事なところかなというふうに考えます。なので、ちょっと賛同ができればかなというふうに私は考えています。

また、もう1つ言わせていただきますと、今の補聴器もいろいろあるんですけども、一般的に補聴器と呼ばれるものは、この収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器というのです。一方で、様々な原因でこの外耳道が閉鎖していらっしゃる方には骨導の聴力を活用する骨導補聴器というのがあります。また、さらに最近ではこの骨導補聴器も使えない方もあったりしまして、最近では軟骨電動を活用してのイヤホンの開発も進んでおりまして、高い補聴器が必要な方もあれば、そうした軟骨電動イヤホン等で聞こえるというところもあるので、私はいろんなこの補聴器があるんだということを、この相談窓口体制をしっかりとしていろんなことを試しながら、自分も難聴になっても、またなりづらくするためにも意識を高めていくという、そういう意識啓発の整備が必要かなというふうに思いまして、今回この件名に対する請願には賛成できないかなというふうに考えます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。はい、岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 今の平野さんの意見によく似たことになるのかもしれませんが、補聴器というものをちょっと調べて見ますと、平野さんおっしゃったように気導補聴器、骨導補聴器とあり、また、既に安価でイヤホンなんかも開発されているようであります。いわゆる使っていらっしゃる方の意見の中には、高い補聴器買ってもそれが合わんとか、やっぱり聞こえづらいというようなこともあるというようなことで、補助金購入を公的補助ということだけでいいのかという、何かほかにも何か手立てがといていいでしょうか、いろんな開発を待つとか、あった補聴器類というか、そういうものを探す何かないのかなというような感じがありまして、やっぱりちょっと書面審査ということであればちょっと賛成しがたいというところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 平野委員さんや岡田委員さんにお聞きしたいんですけど、例えば補聴器購入で解決できないというのは確かにそうなんです。だから、今、鳥取市はいろいろ自分が聞こえの状態でよくないということを感じてもらおうような文字表を作って、今度はチラシを作って啓発していきましようということをやっています。もちろんそれが必要ですけど、それでもって

自覚をした人が、いざ、いろんなものがあります。いろんなものがありますが、多くフォローできるのは補聴器、フォローできるというか、多くのこれが適していますよと言われる多くの器具はやっぱり補聴器なんだと思います。

言われたように、軟骨電導やほかのものも必要な、それが適している、そういう障がいの方もありますけど、多くは補聴器でもってフォローできる方々が多いんだと思うんです。なので、いろいろ、いざ、やっぱり耳鼻科の先生からそういうもん必要ですよって言われたときに、そこまで言ってもやっぱり高くて購入できないというところになって、足止まってそれ以上進まない、あるいは高い補聴器買ってもその後、フォローが必要なんですよ。何回も通って調整していく、眼鏡みたいにぽっと1回かけたら改善するもんでないというところがあって、その後のフォローも必要だということもこの間でよく分かってきているんですが、私は平野さんや岡田委員さんに、多くの場合はやっぱり補聴器でフォローできるということを考えると、この出されている請願というのは、多くの方々をフォローできる中身になっていくんじゃないのかなというふうに思うんですけど、御意見いただけたらと。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 岩永委員のおっしゃったお話、今まで多くの方が補聴器っていうのは、補聴器が先に進んでいたんで、それは数から言ったら、今現在補聴器をつけて、まだ軟骨電動は始まったばかりですし、これからいろいろとまだまだ改良も必要ですし、それは当然そうなんだろうなと思います。また、私も先だっての一般質問でも質問させていただきましたけども、おっしゃるように、まずは、私はそういった相談体制をしっかりとどんなのがあるんだとか、いろんな、こんなのが試せるみたいなことを社会福祉協議会の方たちとまた、福祉施設の方たちと一体になって、この耳が聞こえにくいということがすぐ相談できる体制ということが、家で家族で最近聞こえが悪いわいな、なんて話じゃなくて、きちっと相談ができる体制が、なかなかすぐ病院に行くというのは難しいと思うので、そういった体制が必要だなって、それと難しいとは言われているんですけど、検診、いろんな検診と同じようにそこに聴覚検診、聴力の検診があったら、そこでやっぱり自分で聞こえてないと分かったら病院に行ってもらえるとか、そういった体制が必要じゃないかなっていうふうに思うんです。

その中で、やはり私もお聞きしましたが、病院に行ったときに他所の自治体では困難があって、助成制度がありますよって言われて、鳥取市もしてほしいなっておっしゃる声も聞くので、もちろんそれもしてほしいなというのはあります。けど、このたびの請願では、その助成制度というんですかね、公的補助制度創設を求めるってあったので、いやいや、私はこのところに、請願の理由にも書いてあるようなこの言葉が含まれたほうがいいんじゃないかなっていうふうに、この助成制度の創設だけを求めるっていうのではないんじゃないかなっていうふうに思います。

最後に下から2行目の鳥取市が国に加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的補助制度云々があって、この制度を創設に対する姿勢を明確にすることを請願しますとあるので、先日、私の質問に対しても、市長は相談体制をまずはしっかりと構築していくことが大事だというふうにおっしゃっていたので、そこは私も共通するところだったので、まずはそこをしていくというこ

とも鳥取市にとっては必要なというふうに考えました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 質問というか、意見聞きましたので。簡単に言わせていただきます。岩永委員の説明、多くの方はフォローできるということとか、それから後々の指導も必要であるというようなこと、ちょっとこの文面では見えにくいというか、と思ったんですけど。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 そもそも確認なんですけども、ちょっとこの公的補助制度をといるところで、この文面の中でも三朝とか琴浦とか、大山とかいろんなところが既にそういったものを運用されているということで、たまたまちょっと近いとこでいくと倉吉市かなと思って倉吉市を見たときに、例えば倉吉の補助要件は 40 デシベル～70 デシベルまでの間であっても、さらには 40 デシベル以下の方であったとしても、医師が認めた方については補助の対象者となりますよというふうに記載してあったりするんですが、額の購入費用の半額を補助しますとあるんですけど、上限 3 万円と、それ見たときに 50 万とかを超えるような高額のものについては 3 万円では到底刃が立たないような、それが、でも今の鳥取県の中のこの辺りの補助の状況だと思うのを確認したところです。

そこでなんですけども、ここでいうところの請願趣旨の第 1 行目にあります公的補助制度の創設というところなんですけど、これは今のそういうもっと高い額を求めるものなのか、今のこの鳥取県内の中であるぐらいの補助のレベルというか、補助額のものなのかっていったら、どういう感覚でここは請願されていたんだろうかなというところがちょっとこれ質問です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 多くは 2 万円とか、3 万円とか、というところからスタートしています、自治体の補助はね。それでは足りないということで、10 万円に足したところもありますし、実態と合わせて少しずつ上げておられるというのが各市町の補助の実態です。ここで言われている中身というのは、今 375 の、もしかしたらそれ以上になっているかもしれませんが、自治体よりも、より全ての自治体で実施ができるようにという思いですので、金額が幾らっていうことをちょっとイメージできていませんけど、全ての自治体で実施ができるようにというところで、国に求めるものです。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 私は、これ国に出される請願書としてはちょっと適切ではないと考えております。それは、まず 1 点は高齢者ということが頭になっているのに、文面にはちょっとその内容が読み取れないということと、若年層なんかでもヘッドホンとかで難聴とか、様々な難聴になる要因もたくさんあると思います。職業柄のこともありますし、それと先ほども言われましたが、平成 18 年度 10 月から補装具の支給制度で 1 割負担ということになっておりますし、平成 30 年度より診療情報提供書の活用により、医療費控除が受けられる制度が創設されております。

加齢性難聴に限らず、難聴対策とした、さっきも言っておられた早期発見だとか、予防に力をしっかり入れていくということが大切ではないかなと考えております。障害者総合支援法で定められた補装具ですので、支給基準に該当すれば購入する費用が支給されるということでご

ざいますし、国のほうでも厚労省で難聴への対応に関する連絡会議なんかを立ち上げたいということでございます。価格の、さっきも誰か言われましたが、それこそ私も知っていますけども、1万円ぐらいな補聴器もあれば、100万する補聴器もあるんですよ、片耳で。両耳すれば200万、大抵私の知っている方では2、30万片耳のを作っておられます。5万や10万のではだめだったということで、20万20万、40万かと思うぐらいな、でも、ないと車と一緒に困るということがあるので、やはりこの辺はやっぱり慎重に今後議論を進めて、それからの判断にしたほうがいいのではなかろうかと私は考えたので、今のこの段階でこの加齢性難聴者の求める請願については賛同いたしかねます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 非常に難しい問題でもありますし、取りあえず意見も出尽くしたようでございますのでどうでしょうか。西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** 意見も出尽くしたことですし、この文面審査ということがあくまでもこの請願の審査になりますから、これを継続とかではなくて、この場でもう可否をした方がいいと私は思います。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** ということでございますが、皆さんそれでよろしいですか。平野委員。

◆**平野真理子委員** 今でもいいんですけど、もうちょっとやっぱりいろんな意見、この中のことをやってもいいと思うので後半でもいいと思います。

◆**勝田鮮二委員長** そしたら、今、後半でもどうだという意見が出ましたけども、本件につきましては後半3月12日になるんですけども、の委員会でもう一度審査することとしたいと思いますがよろしいでしょうか。ちょっと暫時休憩します。

午後2時44分 休憩

午後2時48分 再開

◆**勝田鮮二委員長** それでは再開します。先ほど、平野委員のほうから後半の委員会へ送るという動議があったと私は確認しましたので、皆さんにお諮りしたいと思います。後半に持つていくことに対して賛成の方は挙手願います。

（賛成者 挙手）

◆**勝田鮮二委員長** 賛成多数ということでありますので、本件につきましては後半3月12日の委員会で、もう一度審査することとしたいと思います。よろしくお願いします。

報告

報告第4号専決処分事項の報告について

◆**勝田鮮二委員長** それでは引き続きまして報告第4号専決処分事項の報告についての説明をお願いします。西垣課長。

○**西垣隆司生活福祉課長** 生活福祉課西垣です。それでは右上に資料2とあります附議案等説明資料にて報告第4号について御説明いたします。8ページ目でございます。鳥取市保護施設及び授産施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の専決処分についてござい

ます。初めに資料の 10 ページ、横書きの資料を御覧ください。こちらタイトルにありますように、管理栄養士養成施設卒業者については、管理栄養士国家試験を受験する際に栄養士免許が不要となりました。これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が令和 6 年 6 月 19 日に公布され、栄養士法が改正となったことによります。

具体的な内容ですが、10 ページの上段、現行のところですが、従来は管理栄養士養成施設卒業者にとっては、受験資格としまして、まず、栄養士免許を取得しないと管理栄養士国家試験を受けることはできませんでした。これが下段、見直し後は、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士免許を取得しなくても管理栄養士国家試験を受験できるようになります。資料のほう戻っていただきまして 8 ページ目ですが、栄養士法の改正により、本市の条例に基づいています厚生労働省令、救護施設、厚生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する基準も改正されました。そのため、本市の条例についても同様に、施設に配置する職員について、栄養士を栄養士及び管理栄養士に改める引用字句の整理を専決処分にて行ったところでございます。従来ですと、管理栄養士は必ず栄養士免許を持っていたので、栄養士のみの規定でよかったんですけれども、今回の法改正を受けて栄養士と栄養士資格を持たない管理栄養士の配置を可能とすることとしたものでございます。

施行日は令和 7 年 4 月 1 日でございます。なお、本市にですけれども、救護施設及び保護施設は設置されておりません。説明は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 なしということで。

報告第 5 号専決処分事項の報告について

◆勝田鮮二委員長 それでは引き続きまして報告第 5 号専決処分事項の報告についての説明をお願いします。山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形です。報告第 5 号でございますが、引き続きまして、先ほど西垣課長が御説明しました資料の 11 ページを見ていただけたらというふうに思います。これは先ほどと同様な理由でございまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法、先ほども御説明がございましたが、昨年改正がございまして、それに伴う関係省令が改正に伴いまして関係条例を改正したものでございます。栄養士を栄養士又は（若しくは）管理栄養士に改めたものでございます。

改正の背景も先ほど御説明があった内容でございますので省略をさせていただきます。改正の対象になりました条例は全部で 12 条例ございまして、鳥取市指定地域密着サービス事業の人員設備及び運営に関する基準等を定める条例ほか、御覧になっていただけたらというふうに思います。施行期日及び専決処分日についても同一でございます。13 ページ以降は各新旧対照表を載せておりますし、それからその背景に伴いますことにつきましては、先ほど西垣課長が御

説明なられた 10 ページの内容とほぼ同一ですので省略をさせていただきます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 先ほどの件についても一緒なんですけども、栄養士が管理栄養士でもいいということに受け取れるんですけども、そもそも栄養士と管理栄養士との違い、また、管理栄養士が緩和されたというか、栄養士の業務が緩和されたように感じて、それはどういう背景なのか、例えば外国から来られた方が栄養士の資格を取るのがすごく難しくて、広範囲に仕事を広げるのが難しいので管理栄養士という部分でもできるようにしたのか、その背景のところをもう少し説明していただけたらありがたいなと思いますけども。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 先ほどの御質問は、栄養士と管理栄養士の資格の違いは何かというふうなことであったと思います。栄養士につきましては、基本的には健康な方が対象の施設といいますか、管理栄養士の配置が必要な施設につきましては 1 号施設と 2 号施設というものがございまして 2 種類でありまして、病院や介護老人保健施設又は介護医療院など、医学的に管理を必要とする特定給食施設で継続的に 1 回 300 食以上、または 1 日 750 食以上の食事を提供する施設でございまして、要するに管理栄養士のほうが医療的な面も含めまして総合的に管理をするというところでございますので、栄養士としての差はこのような医療的なものも含めてということですので、同一ということではございませんので御了解いただけたらと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 何かお聞きしたのは栄養士より管理栄養士のほうが知識が上で業務がすごいということであれば、制度的には栄養士を廃止して、管理栄養士で全部いけるようにすれば別に問題生じないように思うんですけども、その辺がちょっと理解ができませんというところなんですけど。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形です。先ほど御説明したのは配置基準、どういうふうな方が必要かというふうなことの御説明でしたが、栄養士の方も、例えば児童施設であったりとか、健康を要するようなどころでの状況でございますので、全部管理栄養士というお話になりましたら、これまた大変なことでございます。管理栄養士を育成する施設につきましては、鳥取県内では倉吉の鳥取短期大学の生活学科植物栄養専攻が 1 か所しかございませんので、そのようなことであれば、なかなか専門機関で学んだ後に国家試験合格する必要があると思いますので、需要としては大変充足させるのがなかなか困難になってくるのではないかなというふうに思っております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 今年度は両方できるようになったということのように感じますけどね。ある意味緩和してきておられるということですけど、食べるものに対しては非常に重要だと、私、考えておりまして、いいことだと思いますけども、整理の仕方が何か曖昧でどちらでも行けるみたいなことになっていますので、反対はいたしませんけども、理解としてはそのように感じて

います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 意見でいいですね、今のは。

◆魚崎 勇委員 意見ということで。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。なしということで。

その他の報告

鳥取市市政改革プラン実施計画について

◆勝田鮮二委員長 それではその他の報告に入ります。まず、鳥取市市政改革プラン実施計画について地域福祉課より説明をお願いします。山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内でございます。そういたしますと、鳥取市市政改革プラン実施計画について御説明をさせていただきます。用います資料につきましては、2月17日の全員協議会で説明が既に概要がなされております。その資料のほうを用いて説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。本日はこの改革プランの中で、福祉部が関係しております2件の実施計画について説明をしたいと思います。それではまず、資料19ページを御覧ください。この19ページは鳥取市の前実施計画の一覧になってございます。福祉部が所管しております、まず1件目ですけれども、この資料19ページの右上に柱1としまして、効率的な執行体制の構築とございます。そして施策1－2として組織体制の強化と働き方改革、市民ニーズに対応した組織体制づくりとありまして、整理番号4番にございます市民ニーズに応える地区公民館の推進がまず1件目でございます。2件目につきましては、その下、柱2、民間活力による事業推進とありまして、施策2－1民間の創意工夫を活用した事業推進、公民連携と外部委託の推進とございます。その中の整理番号8番、地区公民館の地域運営、この2件でございます。

それぞれ簡単に実施計画について御説明をさせていただきます。資料のほうは21ページでございます。まず、市民ニーズに応える地区公民館の推進についてですが、地域コミュニティや生涯学習の活動拠点である地区公民館は、少子高齢化に伴う人口減少の進行や地域のコミュニティ意識が薄れていく中で、新たな地域の防災や地域福祉の拠点としての期待が高まっています。将来にわたり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、住民に最も身近な地区公民館の在り方を見直していく必要があると考えております。こうした背景・課題を踏まえまして、地区公民館を拠点とした地域防災あるいは地域共生社会を推進するモデル地区を選定し、重点的に支援を行います。モデル地区の事例は全地区で共有を図り、市内全域への波及を目指すとともに、地区公民館の組織体制の在り方も検討していくということにしております。

実施期間が、このプランが5年間ということで、まず、令和7年度におきましては取り組んでいただける地区の選定方法だったり、実施体制の構築、そういったものにかかりまして、令和8年度からいわゆるモデル地区といいますか、実施を実験的に取り組んでいただけるような地区を順次増やしていくような予定を立てております。地域防災と地域共生社会の拠点として、各テーマ年一地区としておりますが、この地域防災と地域共生社会というのが、同時進行とい

うことも十分考えられますので、同一の地区で同時に取組といったことも想定をしているところでございます。

2 点目でございます。資料のほうのページは 22 ページになります。番号 8 番、地区公民館の地域運営でございます。先ほどの市民ニーズに応える地区公民館の推進でも御説明した背景・課題を踏まえまして、地域共生社会の実現などの地域課題に柔軟、かつ、きめ細やかに対応していくためには、住民の創意工夫を生かしたまちづくり活動が不可欠であり、その活動を担う地域組織への支援が必要となっています。このため、地域の実情に合わせた特色あるまちづくりの推進と地域の事務負担の軽減を図る一括交付金制度の導入地区を拡大いたします。住民による柔軟な地区公民館運営を可能とする指定管理者制度の導入を検討する地域を支援する、こういった取組を進めていきたいというふうに考えております。一括交付金制度の活用地区数というものを令和 11 年時点では 30 地区に増やしていきたいというような計画目標を定めております。

また、指定管理者制度の活用を希望する地区の制度導入率 100%ということで、これは全ての地区に当てはめるといふじゃなくて、希望される地区についてはそういった指定管理者制度の導入も後押ししていくということで、希望される地区については 100%目指すというような形で、これは協働推進課との共同で取り組む事業というふうに位置づけております。先ほど 21 ページで説明いたしました地区公民館の推進につきましても協働推進課、あるいは危機管理課、そういったことの共同という形でこういったプラン改革の実施計画を進めていきたいというふうに考えています。説明のほうは以上です。御意見等いただけましたら頂戴したいと思います。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、意見等ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 最初の 21 ページのモデル地区を決めて重点支援を行って、こういうことを進めていくという、地域防災や地域共生社会の拠点として公民館を位置づけて、そういう活動を広げていく、そのための重点支援を地域福祉課が行ってくれるんですかね。あるいは協働推進課や危機管理課が行ってくれるのかなと。だけど、そのことと 22 ページの、この 21 ページでこういうことを進めようといったことが、地区公民館の地域運営は一括交付金の活用やそれから指定管理者の活用だと、何か私はつながらないというふうに思います。

地域の中で公民館を拠点にして防災訓練やったり、今以上に地域の中でつながりを持ってやっていきましょう、それをどんどん広げていましょうっていうのは分かるけど、そのこととこの 22 ページの、だからこういうことも希望するというけど、広げていくんですよということが私はつながって理解ができません。したがって理解できないんですけど、次長が言われる、このどうつなげていくのか、私はつながらないと思うけど、どうでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** ありがとうございます。まず、最初に説明させていただきましたこの 21 ページの地区公民館の運営の推進ということで、今ちょうど地域福祉課、福祉部が所管しております地域福祉推進計画、こういった中でも、やはり地区公民館等が地域の拠点とな

って、そういった地域福祉のネットワークづくり、そういったものを進めながら、地域共生社会の実現に向けて取組をしていこうということを掲げております。やはりその拠点となり得るのはやはり地区公民館がまずなり得る候補に挙がるんじゃないかというふうに考えております。

この中で、まず重点支援と書いておりますけども、やはりこういった拠点の機能を果たそうと思うとやはり今の公民館の職員さんだけではなかなかそれは困難だろうと思っておりますので、いわゆる福祉のコーディネーター、そういった経験を持った職員を公民館に配置しながら進めるということも検討していかなければならないだろうというふうに思っております。そういった中で、ここの部分については委員さんのほうにも一定の御理解いただけるかなと思うんですけども、次の多分22ページのそのことと指定管理がどうつながるんだといったような御意見だったと思います。今この地域共生社会を進めるということで、いろいろとまだまだ各地域で進んでない現状の中で、やはり行政であったりとか、社会福祉協議会との協働によって、重点的に進めていくということは非常に大事だろうと思っております。

ただ、やはり運営していただくのはやはりどうしても地域の住民の方々であったり、そこに関わっていただいている団体さんであったり、あるいは民間の事業所さん、そういったものが本当にやはり参画していただくということが、この地域共生社会の実現、推進に向けては非常に大事なことだろうと思っております。そういった中で、拠点としての公民館の運営についてもそれぞれの地域のいわゆる独自性であったりとか、そういった柔軟な発想に基づいたこの活動の展開であるとか、そういったものを考えたときに、いわゆる行政、指定管理になっても公的施設には変わらないんですけども、やはりその運営の主体をやはりそういった民間のノウハウであったりとか、いろんなそういった柔軟な発想が取り組みやすいようなということも一つ大事だろうなということも考えておりまして、もちろんこれは全て押し付けるつもりは毛頭ございません。地区がそういうふうに自らやろうと希望される地区に関してはということで、指定管理の導入ということも想定をしているということでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。そのほか、岡田実委員。

◆岡田 実委員 21ページの中での説明の中で、モデル地区を選定していかれるわけなんですけども、令和7年度におけるモデル地区の選定の個所数というのですか、どのくらいの規模で選定していかれるような予定になっておりますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内です。まず、個所数のお尋ねございました。ここに年1地区としておりますけども、こういった進め方につきましても、この来年度令和7年度におきますこういった体制の構築であったりとかという中で検討していきたいなというふうに思っております。また、地域福祉推進計画のほうのまた実施計画的な今後の整備計画等もこれから考えていく中で、当然整合性も図らなきゃいけないかなと思っておりますので、そういったものも含めて検討していきたいと。

なお、この7年度のこの検討するということに関しましては、もちろん市役所の関係の部署であったりとか、地域で活動されている住民の方、民生委員の方であったりとか、町内会の活動されている方とか、いろんな団体の方も交えて今の地区の実施状況なんかも踏まえながら、

行政の押しつけにならないような、今の実施状況、各地域の実情に応じたそういった推進体制といったものをやっぱり協働でつくっていく必要があるかなと思っておりますので、そういったものを7年度に実施していきたいというふうに考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 ありがとうございます。もし、そのように検討を計画されていかれるのであればですけども、意見ではないですけども、このロードマップというか、表の中では令和7年度だけがモデル地区の選定というふうな形になっているんですけども、何かこれってずっと8年、9年、10年ずっとこれは検討していかれるものとしたなら、青塗りでここになっていくのかなという感じでちょっと捉えたもんですから、これは意見として申し上げておきます。

それから続けてもう1点質問なんですけども、22ページの、やはりこれも説明の中で一括交付金制度の導入というところで、これ、一括交付金制度をすることによって、事務の負担の軽減を図るというところなんですけども、具体的にちょっとイメージが分からなくて、一括交付金制度というのは、どういった事務の事務負担が軽減されていかれるものなのでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 すみません。私も直接この一括交付金制度を担当している課ではないもんですから、ちょっとどこまで説明できるか、すみません。申し訳ないですけども、いわゆるまちづくり協議会のほうにいろんなそういった交付金だったりとか、いろんな町内会単位だとか、そういったいわゆる事業助成とかそういったものがあろうかと思えます。私の承知している範囲でありますと、いろいろこの事業の使い道が限定されて、いろんな補助事業的なものがある中で、当然1つの事業に増減額があったりとかしているものを、この地域の実情に応じた、やりやすいようなやり方が展開できるという意味で、もちろん、いわゆる交付金を受けるためのいろんな事務作業とか、そういった負担金軽減のメリットもある、そのほかにもそういった地域のやりやすい事業展開というものも、この一括交付金制度の導入でなっているというふうに理解をしております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 ありがとうございます。ぜひそういったところを各地区、地元の方が一括交付金制度をすることによってどんなメリットが自分たちにあるんだろうかということや、もう1つここには指定管理の話もあるんですけども、指定管理をすることによって、どう地区の活動が変わってくるんだろうかというところの部分をしっかり説明していただけたらなというところで、ここは要望です。よろしくお願いします。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 ちょっと私、例としては地元で大変申し訳ないけども、佐治町においては一括交付金制度をいただいておりますし、コミュニティセンターは指定管理で指定させていただいております。ほかにもいろいろ国府だとか、いろんなところで検討はされておりますが、何年かやってみて、今そのメリット・デメリットをちょっと精査をしているところで、これはNPO法人を私たちが立ち上げましてさじ未来というNPOでしております。当然ながら指定管理で人件費から事務費から共助交通からお助け隊までやっておりますので、交通なんかはすごい

いいし、ある面これから住民の福祉やそういう生活の支援のほうにもしっかりとお助け隊で出たり、いろいろ回ったりとか、さじ式拾壺のほうも移動販売をしながら高齢者の見守り活動をしっかりやっておりますので、そういうメリットはあると思うので、そういう部分で福祉との連携をしっかり図っていただくのを、ちょっとこれ希望のあるところ、これ市街地に向くとは僕は言いませんけれども、中山間地域なんかでは効率的な効果かなと考えておりますので、いろいろ展開をしていただければと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 はい。今の御説明の中で 21 ページですね、関係担当課が協働推進課、地域福祉課、危機管理課となるわけですが、公民館職員は館長含めて多分 4 人だったぐらいだと思うんですけど、この 3 課相手に仕事を受けていくというようなことが本当に可能なのかなと。指定管理者に管理に出せばいいといいますけども、地区の中の業者ならまだしも、これが地区外の業者さんが入ってきたり、介護関係の業者さんが入ってきたりするとやっぱり利益優先になってきますので、どこまで地域の方々のことを考えながら進めていくかなというところがちょっと難しいかなというところを感じています。一括交付金は確かに出て、その交付金使うのに 5 分の 4 の補助率でというので、5 分の 1 はどこから付け足して全部事業費を進めなきゃならぬので、それがなくなるよということは聞いたんですね。5 分の 4 でしたら 5 分の 4 出るんですけど、10 割で出るんですけども、逆に言ったら 5 分の 1 がどっかを削って事業をするというようなことになってきますのでね。

それと、一括交付金だけで指定管理も含めた全部の事業が賄っていくかといったら、これもちょっと難しいので、別のまた交付金をつくらなきゃ、指定管理料とか、その一括交付金以外のをしなきゃ、これは大変だなという感じというか、危惧します。それで、進めていただくのはいいんですけども、そのフォローを、やっぱり地区、世帯が 3,000, 4,000 世帯ある地区とか、500, 600 の地区とか様々ありますので、それを一遍に適用してもらっても非常に大変だなということを感じますので、今後も地域に寄り添ってやっていただけたらと思っています。これは意見です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。いいですか。

鳥取市地域福祉推進計画の策定について

◆勝田鮮二委員長 それでは引き続きまして鳥取市地域福祉推進計画の策定について、地域福祉課より説明をお願いします。大島参事。

○大島ゆかり地域福祉課参事 地域福祉課大島です。鳥取市地域福祉推進計画の策定につきまして、同じく資料の 55 ページになります。こちらの資料で報告させていただきます。まず、この地域福祉推進計画の概要につきましては、17 日の全員協議会にて福祉部長より概要の報告をさせていただいたところですが、この本計画につきまして市民政策コメントを実施しましたのでその結果を御報告をいたします。まず、このコメントの実施機関ですが、令和 6 年の 12 月 20 日～令和 7 年 1 月 10 日までの期間の中に募集をさせていただきましたところ、その結果は 1 件という結果でございました。その 1 件につきまして、そのままこちらのほうに載せております。

概要の中身といたしましては、地域の福祉と安全に関する組織について御意見をいただいております。その御意見に対する市の考え方といたしましては、要約をいたしますと、地域の組織、あるいは防災の組織、福祉の関係機関等が連携いたしました地区を単位とする福祉ネットワークの構築を進めながら、地域防災力向上であるとか、地域福祉の推進に取り組んでいきたいという考えをお示しをしているところでございます。なお、こちらの資料のほうには掲載しておりませんが、2月13日に開催がありました社会福祉審議会に本企画の諮問をさせていただきましたところでございますが、2月20日に原案のとおりということで答申をいただきましたので、申し添えをさせていただきます。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本件について、委員の皆様から質疑、意見等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** なしということであります。

鳥取市認知症施策推進計画の策定について

◆**勝田鮮二委員長** 引き続きまして、鳥取市認知症施策推進計画の策定について、長寿社会課中央包括支援センターより説明をお願いします。藤木所長。

○**藤木尚子中央包括支援センター所長** 中央包括支援センター藤木です。資料2の56ページから鳥取市の認知症施策推進計画につきまして、概要とそれから施策体系、併せまして市民政策コメントにつきまして3名8件の御意見をいただいておりますので、そちらを資料としてつけさせていただきますいております。12月の本委員会でも進捗状況等を御説明させていただいたところですけれども、この計画につきましては国の法律改正と国の計画策定に向けた動きに併せまして、鳥取市でもいち早く本人さんの声を聞きながら、どういう計画をつくっていくかということで1年間進めてまいったところです。56ページの一番初めにございます目指す姿というところで、認知症になってからも自分らしく暮らし続けることができるまちということで、認知症になった後のことではなく、なる前から皆さんと一緒に考えていこうというところを意識して記載をしているものになります。

概要について御覧いただきたいと思いますのですが、本計画につきましてキーワードとなるようなものは、ちょっと2番目に書いておりますけれども、全ての市民が新しい認知症観に立つということで、なかなか認知症ということを聞くとあまりよいイメージを持たれることがなく、大変だ、というような声もよく聞かれますところでございますが、本人さんの意向を聞きながら周囲と一緒に協力し合ったり、一緒に考えたりということを基本に置きながら、日々の暮らしというところを安全に過ごしていけるようにというような社会を目指していきたいと考えているところです。

57ページにはこの計画の施策体系ということで、目指す姿に向けて基本的な考え方に先ほどの新しい認知症観というところをキーワードに載せております。それぞれ目標4点を立てまして、それぞれ取組内容のところは国の目指す姿のところを呼応してるところもありますし、鳥取市で実施しています現在の認知症施策の事業とか活動などもひもづけながら、より本人さん

の意思や周りの方々、多機関・多職種との連携を図りながら進めていくというスタンスで行っていきたいと考えております。

58 ページの市民政策コメントにつきまして8点ございます。かいつまんでの御説明とさせていただきますと思いますが、やはり認知症というと高齢者とか、大人になってからというイメージがございますけれども、やはり子供の頃から正しい認識、地域の高齢者ということで対応の仕方など啓発の機会ということをしっかりと求めていってほしいという御意見をいただいております。事業にも掲げております認知症サポーター養成講座などにつきましても、小学生を対象にしたキッズサポーターというようなことで取り組んでいるところもございますので、広くいろんな機会に、学校のほうなどでも実施ができるように、包括支援センターの認知症施策推進員らとともに取り組んでまいりたいと考えているところです。

それから御本人さん同士が早くに出会ってというピアサポートの部分も求められていたりとか、家族同士の交流ということも御意見としていただいたりしております。今、実施している事業もございますが、より広く知っていただいたり、声をかけていくというような形で充実を図っていききたいというふうにも考えております。それから5番目にですけれども、鳥取市らしくとか、鳥取市の実情に即したということで記載をしているんですけれども、なかなか具体的に、では、それはどういうことなのかとか、市がどういったことを取り組む意向があるのかというような御意見をいただいているところですが、現在の事業を本人さんたちにも御意見を聞きながら進めていくという協働・連携という形を取っていききたいなというふうに考えておりますので、本市ではいち早く本人様の声を聞きながら、対話を重ねてどのようにやっていこうかということを実施してみて、また振り返ってというようなことを繰り返してきている経過がございますので、そういった巡回といいますか、そういう流れをくんでいけるような取組を広げていききたいというふうに考えております。

そういったところが大きな意見かなというふうに思います。それで先ほどの地域福祉計画の御説明に対しましたと同じように、こちらの認知症の施策推進計画につきましても社会福祉審議会のほうにかけさせていただいたところです。同じ流れで新年度から公表という形になりますので、広く皆さんに知っていただくようなことをまた計画を立てていききたいなと考えているところです。報告は以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本件につきまして、委員の皆様から質疑、意見等ございますか。平野委員。

◆**平野真理子委員** 国のほうの計画に基づいて、積極的に推進計画、本市がつくってくださったことに感謝申し上げます。また、社会福祉審議会等もされて意見出されていますし、また、コメント見ても本当に率直な意見がありますし、そうした意見を大事にさせていただきながら、この対話ってということが私はとても印象に残りましたので、ぜひそういった皆さんの声をしっかりとまた受け入れられるような計画で進んでいただけたらなというふうに思っております。意見です。何か質問になってないんですけど、何かまたそういったところで力を入れていききたいということありましたら教えてやってください。

◆**勝田鮮二委員長** 質問ですか。意見でいいですか。質問なら質問のように。意見なら意見でい

いです。

◆平野真理子委員　そうですね。すみません。

◆勝田鮮二委員長　はい。じゃあ、意見ということで。岩永委員。

◆岩永安子委員　具体的に、次の7年度の予算と関わってくるかもしれないんですけど、これを受けて今年度こんなふうなことを考えているっていうことがあったら教えてください。

◆勝田鮮二委員長　藤木所長。

○藤木尚子中央包括支援センター所長　中央包括支援センター藤木です。一番にはこの認知症の、新しい認知症観というところを知っていただくというところになるんですけども、なかなか広く、花火的にイベントのようなことをやるばかりではなくて、やはり身近なところで声をつないでいたり、聞いていたりっていうことが一番やはり重要なのかなというふうに考えております。そこで各地域包括支援センターの配属になっている認知症地域支援推進員の存在だと思っております。地域包括支援センターの啓発というところでも活躍して下さっていたりとか、あと、個人の方々の御自宅にも伺ったりというようなことで、その方の生活を基点にどういうふうに過ごしていきたいのかというところを丁寧に聞いていくという作業が、今されているところだと思います。その伺った声からどういったことができるかというアクションの部分を、もし可能であれば次年度取り組んでいけるところから実施していきたいなと思っておりますし、それぞれの活動の中から出た意見を、また、みんなでまとめて、この計画策定、ワーキングがあったんですけども、その方々にもまた集まっていただく機会を設けて、このような取組をやっていたというところの評価の辺りも進めていきたいのは来年度計画をしておるところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長　岩永委員。

◆岩永安子委員　前の福祉保健委員会で視察に行ったときに、この認知症の施策の、若年性認知症の方が実際そこにも行っておられて、いろんな助言もらっていますって言われたんですけど、分かりやすい、例えば包括支援センターに認知症地域推進員がいますよ、あなたのいろんな困り事に応えますよっていうか、標識を変えられたんですよ、そこ。ごめんね。どこだったのか忘れてしまってるんですけど、御坊市、和歌山県御坊市、ほんでね、いろんなスライド見せてもらって、その町の中にある標識が意見を受けていろいろ変えられていて、へーってそのときは思ったんですよ

せっかくできたし、そうやって認知症の方とも関わり、まだ、意見をもらいながらもっと進めていきたいというふうに思っておられるので、やっぱりこういう、何か具体的に見える形で、鳥取市はこういうことを目指していますとか、こんなこと大事にしてるんだっていうことが分かるような、ぜひ、それが標識なのか、スローガンなのか、ちょっと分かりませんが、何か目に見える形のものをしていくことで変わっていくんじゃないのかなと思ったりします。ぜひ考えてみてやってください。

◆勝田鮮二委員長　意見でいいですか。

◆岩永安子委員　はい。

◆勝田鮮二委員長　そのほかございますか。それではなしということで、次に移ります前にちょ

つと暫時休憩したいと思います。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午後 3 時 37 分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午後 4 時 44 分 再開

その他

令和 7 年度福祉保健委員会視察について

◆勝田鮮二委員長 それでは福祉保健委員会を再開します。その他の令和 7 年度福祉保健委員会視察についての協議に入ります。福祉保健委員会の管外視察の日程調整と視察先、視察項目について協議いただきたいと思います。初めに事務局のほうから説明をしてください。

○福田佳菜議事係主事 失礼いたします。それでは事務局のほうから御説明させていただきます。A 4 の 1 枚物、協議用資料をお配りしておりますので、そちらを御覧いただけますでしょうか。まず、①日程の調整についてですが、案として記載をさせていただいておりますとおり、5 月 12 日月曜日～16 日金曜日までのうちの基本的に 2 泊 3 日の予定で調整をお願いできたらと考えております。この日程につきましては、できれば本日の委員会で決めていただけたらと思っております。次に②の視察先と視察項目についてでございます。御参考までに過去の例を記載しております。こちらの参考、過去の視察先と視察項目の表でございます。令和 7 年度も同様に 2 泊 3 日の行程で 3 か所程度と想定しておりますので、委員の皆様で御希望の視察先や内容がございましたら、今、御提案いただいてもよろしいですし、また、後半の委員会で御協議いただくことができます。御希望がございましたら、3 月 4 日頃までに事務局のほうへお声かけいただけたらと思っております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 それではまず、日にちを最初お伺いしたいと思います。5 月 12 日月曜日ですけども、月曜日から 16 日の金曜日のうちの 2 泊 3 日ということでありますので、月、火、水、火、水、木とか。どうぞ、魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 6 月議会前ですけど、1 か月前、議運、これはそこには入ってこない。

◆勝田鮮二委員長 事務局、お願いします。

○福田佳菜議事係主事 失礼いたします。1 か月前議運につきましては、この週は外してある予定です。

◆魚崎 勇委員 それだけです。

◆勝田鮮二委員長 特に皆さんのほうで案件が入っていて、ここは駄目だみたいな。岩永委員。

◆岩永安子委員 木曜日とか、金曜日は避けていただきたいので、前半のほうがいいです。

◆勝田鮮二委員長 はい。皆さんはどうでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。ということは月、火、水と。12、13、14、一応、日にちだけは決定させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。あと、先ほど事務局からもありましたが、視察先と視察項目みたいなことなんですが、後半の委員会までに、もし、あれば言っていただきたいと思いますし、3 月 4 日までに事務局まで申し出ていただきますよう

ということでしたので、ぜひ、ここに行きたいということがあればお願いしたいと思います。特に意見がなければ後半で再度協議したいと思いますのでよろしくお願いします。そのほか委員の皆様から何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** ないということなんで、それでは以上をもちまして福祉保健委員会を終了します。お疲れさまでした。

午後 4 時 48 分 閉会

鳥取市議会委員会条例第 28 条第 1 項の規定によりここに署名する。

福祉保健委員長

令和 7 年 2 月定例会

福祉保健委員会・予算審査特別委員会福祉保健分科会

日時：令和 7 年 2 月 26 日（水）

10：00～

場所：本庁舎 7 階第 1 委員会室

市 立 病 院

―――《福祉保健委員会》―――

1 議案（先議分）【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第 42 号 令和 6 年度鳥取市病院事業会計補正予算（第 3 号）

2 議案（先議分以外）【説明】

- ・議案第 59 号 鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について
- ・議案第 61 号 鳥取市立病院医師奨学金貸与条例の一部改正について

3 その他の報告

- ・鳥取市市政改革プラン実施計画について（市立病院）

―――《予算審査特別委員会福祉保健分科会》―――

【予算審査分：説明】

- ・議案第 27 号 令和 7 年度鳥取市病院事業会計予算

―――《福祉保健委員会》―――

1 議案（先議分）【説明・質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 28 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 9 号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第 31 号 令和 6 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第 4 号）
- ・ 議案第 32 号 令和 6 年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費
特別会計補正予算（第 1 号）
- ・ 議案第 34 号 令和 6 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第 5 号）
- ・ 議案第 38 号 令和 6 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 3 号）

2 議案（先議分以外）【説明】

- ・ 議案第 48 号 鳥取市特別会計条例の一部改正について
- ・ 議案第 54 号 鳥取市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について
- ・ 議案第 62 号 鳥取市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について

3 請願【質疑・討論・採決】**<請願（新規）>**

- ・ 令和 7 年請願第 1 号 「加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的補助制度創設」を求める
意見書の提出を求める請願

4 報告

- ・ 報告第 4 号 専決処分事項の報告について
- ・ 報告第 5 号 専決処分事項の報告について

5 その他の報告

- ・ 鳥取市市政改革プラン実施計画について【地域福祉課】
- ・ 鳥取市地域福祉推進計画の策定について【地域福祉課】
- ・ 鳥取市認知症施策推進計画の策定について【長寿社会課中央包括支援センター】

―――《予算審査特別委員会福祉保健分科会》―――

【予算審査分：説明】

- ・ 議案第 11 号 令和 7 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】
- ・ 議案第 14 号 令和 7 年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算
- ・ 議案第 17 号 令和 7 年度鳥取市介護保険費特別会計予算
- ・ 議案第 21 号 令和 7 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算

―――《福祉保健委員会》―――

そ の 他 福祉部終了後

- ・ 令和 7 年度福祉保健委員会視察について